

令和7年度第1回 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議 次 第

日時 令和7年5月29日（木）

13時30分～15時30分

場所 知事公館 中会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

（1）第1期（現行）埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり
基本計画の進捗状況について

（2）今年度の人権・男女共同参画課の事業について

（3）第2期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画の
策定について

4 その他

5 閉 会

資料一覧

(資料 1) 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画関連事業調書

(資料 2) 今年度の人権・男女共同参画課の事業について

(資料 3) 第 2 期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画 たたき台

(参考資料 1) 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画全文

(参考資料 2) 令和 7 年度の予算事業について

(参考資料 3) 今後のスケジュール

「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」関連事業調査

事業評価の分類
A 順調 B やや遅れている C 遅れている

通し 番号	県民 ページ	基本方針	具体的施策	推進項目	事業名	令和6年度 当初予算額 (単位：千円)	令和7年度 当初予算額 (単位：千円)	事業・取組	令和6年度事業実績	事業評価	評価の理由	担当部局	関係課
1	21	1 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発	① 性の多様性に関する意識啓発	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	32,536	26,505	性の多様性に関する啓発資料の作成、配布 県HPによる性的マイノリティポータルサイトの作成・啓発 サイタマ人權ポータル(X)、にじいろ県民相談SNSによる啓発	「あなたのSOGIを大切に」啓発ポスターを作成した。基礎知識ガイド等の啓発資料を人權啓発イベント等で配布した。 県HPの性的マイノリティポータルサイトによる性の多様性に関する情報全般の発信(随時)、サイタマ人權ポータル(X)によるにじいろ県民相談の発信(1回)、にじいろ県民相談SNSでの情報発信(月2回)を行った。 企業における性の多様性に関する取組の進め方をまとめた「性的マイノリティが働きやすい環境づくりガイドブック」を作成(2,000部)し、イベント等でアライチャレンジ企業未登録の企業へ配布した。	A 順調	県民向けの性の多様性に関する啓発資料を作成した。また、基礎知識ガイドの配布や県HP及びサイタマ人權ポータル等SNSでの情報発信を行った。 アライチャレンジ企業未登録の企業へ直接「性的マイノリティが働きやすい環境づくりガイドブック」を配布し、性の多様性に関する取組を働き掛ける等、意義のある啓発活動を実施した。	県民生活部	人権・男女共同参画課
2	21	1 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発	① 性の多様性に関する意識啓発	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	32,536	26,505	①人権・同和問題啓発講師による啓発 ②にじいろ県民講座による啓発	①人権・同和問題啓発講師の派遣を実施した。(97回・7,175人) ②性の多様性についての正しい理解が進むよう、県民向け啓発動画を8本作成(ショート動画2本を含む)し、オンラインで講座を実施した。(7,133人) その他、県内にキャンパスを有する大学及び短期大学を構成員とする、「埼玉ALLY大学ネットワーク」を設置した(12大学参加)。各大学等の取組の実態調査を行い、調査結果を県及び大学間で情報共有した。	A 順調	①講座の受講者数等の実施状況は順調である。 ②にじいろ県民講座については、既に現行計画の目標値(令和5～7年度累計 18,000人)を達成している(令和5年度～6年度累計 32,185人)。 その他、埼玉ALLY大学ネットワークでは各大学等の取組の実態調査結果を情報共有し、各大学等で新しい取組が展開されるよう図った。	県民生活部	人権・男女共同参画課
3	21	1 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発	① 性の多様性に関する意識啓発	①埼玉県放課後児童健全育成事業 ②保育士研修等事業	①13,692 ②811,534	①13,692 ②1,105,616	①放課後児童支援員等を対象に実施している放課後児童クラブ中堅者研修の一部で、性の多様性に関する理解が促進するように努める。 ②保育士等を対象に実施している研修の一部で、性の多様性に関する理解が促進するよう努める。	①11月～12月に2日間、合計82名の放課後児童支援員等が研修を受講した。 ②保育士等資質向上研修において、インクルーシブ保育・LGBTQ等多様な特性・背景を持つ子供への配慮)をテーマとし、176名が受講した。	A 順調	①放課後児童支援員等が研修を受講し、性の多様性に関する理解が促進されたため。 ②保育士等が研修を受講し、性の多様性に関する理解が促進されたため。	福祉部	こども支援課
4	21	1 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発	②事業者向け研修の実施	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	32,536	26,505	企業向けLGBTQ研修(にじいろ企業研修)の実施	企業において性の多様性についての正しい理解が進むよう、企業向けに研修を実施した。(派遣研修13社・オンライン研修866件)	A 順調	派遣研修とオンライン研修を実施し、事業者の理解が促進された。 オンライン研修について、実績値が866件となり、目標の600件を上回った。	県民生活部	人権・男女共同参画課
5	22	1 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発	③県職員に対する研修等の実施	「彩の国さいたまづくり広域連合」負担金	152,241	151,401	県職員を対象とした研修において、LGBTQについて学ぶ機会を設けている。	①新規採用職員研修(人権問題概論)受講者 429人 ②主査級研修(人権問題概論)受講者 173人 ③主幹級研修(ダイバーシティ推進)受講者 141人 ④ダイバーシティ推進受講者 139人	A 順調	多様性に関する研修を多くの職員が受講した。	総務部	人事課
6	22	1 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発	③県職員に対する研修等の実施	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	32,536	26,505	①人権・同和問題啓発講師による啓発 ②「県職員のための多様な性のあり方に関する対応ハンドブック」による職員への啓発	①新規採用職員への研修等に人権・同和問題啓発講師の派遣を実施した。 ②「県職員のための多様な性のあり方に関する対応ハンドブック」や県民講座により職員への啓発を実施した。また、各所属に性の多様性の尊重推進員を配置し、推進員向けの研修を行った。 その他、全職員向けに性の多様性に関する研修を実施した(3,286人)。	A 順調	職員に対し啓発するとともに、性の多様性尊重推進員に研修を通じて、所属全体に性的マイノリティに関する理解が広がるよう知識を拡充した。	県民生活部	人権・男女共同参画課
7	22	1 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発	③県職員に対する研修等の実施		0	0	「県職員のための多様な性のあり方に関する対応ハンドブック」を基に教養資料を作成し、性の多様性に関する理解を深める教養を実施します。	経団連事業サービス社内広報センター発行の「コミュニケーションシード2025年2月号」掲載の「ハラスメントを防ぐコミュニケーションのコツ～SOGIハラとは何か?～」と題する資料を機関紙に掲載。職員全体に対し、LGBTQにかかる知識の習得、ハラスメント(アウティング等)防止のきっかけを提供した。	A 順調	部外有識者執筆の教養資料を職員全体に周知することにより、性の多様性にかかる職員の意識向上、職場内のみならず、あらゆる営業活動における人権に配慮した活動の推進を図った。	警察本部	警務部教養課
8	22	1 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発	④性の多様性に関する情報発信・実態調査などの実施	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	32,536	26,505	県HPの性的マイノリティポータルサイトによる啓発 サイタマ人權ポータル(X)、にじいろ県民相談SNSによる情報発信 埼玉県、多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査、性的マイノリティに関する企業アンケート調査の実施	県HPの性的マイノリティポータルサイトによる性の多様性に関する情報全般の発信(随時)、サイタマ人權ポータル(X)によるにじいろ県民相談の発信(1回)、にじいろ県民相談SNSでの情報発信(月2回)を行った。 企業における性の多様性に関する取組の進め方をまとめた「性的マイノリティが働きやすい環境づくりガイドブック」を作成(2,000部)し、イベント等でアライチャレンジ企業未登録の企業へ配布した。 県政世論調査で性的マイノリティに関する調査を行った。 企業における性の多様性に関する取組の進め方をまとめた「性的マイノリティが働きやすい環境づくりガイドブック」を作成(2,000部)し、イベント等でアライチャレンジ企業未登録の企業へ配布した。	A 順調	県HPやSNSにおいて、性の多様性施策に係る発信を行った。 アライチャレンジ企業未登録の企業へも直接「性的マイノリティが働きやすい環境づくりガイドブック」を配布し、企業の性の多様性に関する取組を発信した。 県政世論調査により、アライの認知度を把握できた。 その他、埼玉ALLY大学ネットワークでは各大学等の取組の実態調査結果を情報共有し、各大学等で新しい取組が展開されるよう図った。	県民生活部	人権・男女共同参画課

通し 番号	掲載 ページ	基本方針	具体的施策	推進項目	事業名	令和6年度 当初予算額 (単位：千円)	令和7年度 当初予算額 (単位：千円)	事業・取組	令和6年度事業実績	事業評価	評価の理由	担当部局	関係課
9	22	Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発	④ 性の多様性に関する情報発信・実態調査などの実施	男女共同参画推進センター運営費（事業・相談）	100	100	多様性についての情報発信として「多様性を考える講演会」等を実施	男性によるトークセッション「『男らしさ』と男専女専依存症社会」を実施した。 10月5日（土）参加者622人（後日動画配信含む）	A 順調	600名を超える参加者があり、満足度も79%と有意義な講演会を実施できた。	県民生活部	男女共同参画推進センター
10	22	Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係る人権教育の推進	① 児童生徒に対する教育の実施	性の多様性を尊重した教育推進事業	0	0	性の多様性を尊重した教育推進事業 ・児童生徒の発達段階に応じた啓発資料やその活用のための教職員向け指導資料集を配布し、教科指導（授業）等での活用を促す。	公立学校の小学校5年生～高校3年生を対象に、リーフレットを配布した。 学校では、このリーフレットや教職員向け指導資料集を活用して、性の多様性についての教科指導（授業）や外部講師による講演会を実施するなどして、児童生徒の理解促進を図った。	A 順調	・児童生徒の発達段階に応じた、性の多様性の尊重に関する理解増進の取組を実施できている。	教育局	人権教育課
11	22	Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係る人権教育の推進	② 教職員等への研修の実施	私立学校人権教育研修推進費	278	191	・私立学校教職員人権教育研修会の実施 年11回（私立小・中・高等・中等教育・特別支援学校、幼稚園、専修各種学校の教職員を対象に性の多様性を含む人権教育研修会を開催し、性の多様性に関する理解を深める。）	・私立学校教職員人権教育研修会の実施 年11回 研修会参加者 計827人	A 順調	人権教育研修会を開催し、私立小・中・高等・中等教育・特別支援学校、幼稚園、専修各種学校の教職員を対象に、人権・男女共同参画課等による講演を通じ、性の多様性に関する理解を深めることができた。	総務部	学事課
12	22	Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係る人権教育の推進	② 教職員等への研修の実施	性の多様性を尊重した教育推進事業	0	0	性の多様性を尊重した教育推進事業 ・校長や人権教育担当者を対象とした研修会の中で、性の多様性に関する内容を取り上げる。 ・教職員向け指導資料集等を配布し、校内研修での活用を促す。	公立学校の校長や人権教育担当者を対象とした研修や、初任者研修などの年次研修において、性の多様性の尊重を取り上げた。 また、学校では、教職員向けリーフレットや教職員向け指導資料集等を活用した性の多様性に関する校内研修を実施するなどして、教職員の性の多様性に関する理解促進を図った。	A 順調	・市町村教育委員会と連携し、性の多様性の尊重について理解を深める取組を進めることができている。	教育局	人権教育課
13	23	Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係る人権教育の推進	③ 家庭、地域社会における学習機会の提供	性の多様性を尊重した教育推進事業	0	0	性の多様性を尊重した教育推進事業 ・P T A行事等での保護者向けL G B T Q啓発動画の視聴を通して保護者等の理解を促す。	保護者向け啓発動画の視聴を促すため、令和7年1月に、教職員用に動画活用の展開例やワークシートなどを盛り込んだガイドブックを作成、配布し、教職員に対してP T A活動や保護者会などでの活用を働き掛けた。	A 順調	・市町村教育委員会やP T A等と連携し、性の多様性の尊重について理解を深める取組を進めることができている。	教育局	人権教育課
14	24	Ⅱ 相談体制の整備	1 相談体制の整備	① 県民向け相談体制の実施 ア	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	32,536	26,505	埼玉県性的マイノリティ県民相談（電話・LINE）（にじいろ県民相談）の実施	誰にも相談できずに悩んでいる性的マイノリティ当事者やその家族等から、電話、LINE及びメタバース（R6,10から）で相談を受けた。（484件）	A 順調	性の多様性についてのあらゆる悩みに対応した。 令和7年1月から回線数を増やし、より多くの相談に対応した。	県民生活部	人権・男女共同参画課
15	25	Ⅱ 相談体制の整備	1 相談体制の整備	① 県民向け相談体制の実施 イ	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	32,536	26,505	相談機関ネットワーク研修会の実施	県及び市町村の相談業務に携わる職員、性の多様性関連業務に携わる市町村職員、県内相談機関職員を対象に、研修会を実施した。（47団体54人参加）	A 順調	アンケートに「非常に分かりやすかった」「分かりやすかった」と回答した受講者が100%となり、県内相談業務担当者へ向けて効果的な研修を実施できた。	県民生活部	人権・男女共同参画課
16	25	Ⅱ 相談体制の整備	1 相談体制の整備	① 県民向け相談体制の実施 イ	男女共同参画推進センター運営費（事業・相談）	8,028	8,083	関係機関から情報を収めるなどの連携に努め相談の質の向上を図っている。	相談機関ネットワーク研修会へ参加し、関係機関からの情報収集を行うなどの連携に努めることで、相談の質の向上を図った。	A 順調	研修会の内容を相談員に周知するなどして情報の共有などを行い、相談の質を向上させた。	県民生活部	男女共同参画推進センター
17	25	Ⅱ 相談体制の整備	1 相談体制の整備	① 県民向け相談体制の実施 イ	精神保健福祉センター運営事業費	113,454	114,706	精神保健に関する問い合わせ、来所相談及び電話相談（埼玉県こころの電話）	相談予約電話 2,283件 来所相談 1,018件 埼玉県こころの電話 6,257件	A 順調	性の多様性の内容を含む相談にも適切に対応した。	福祉部	精神保健福祉センター
18	25	Ⅱ 相談体制の整備	1 相談体制の整備	① 県民向け相談体制の実施 イ	彩の国 よりそう みんなの電話・メール教育相談	20,879	20,753	教育相談事業（うち、電話・メール教育相談） ・学校生活、性格等に関する電話相談体制の確保（埼玉県内の小・中・高等学校に通う児童生徒等が対象）	・平日昼間は会計年度任用職員が電話相談員として対応し、休日・夜間は民間業者と長期継続契約を締結して対応した。 ・ポスター3,480部を県内の国公立学校や公共機関に配布し、リーフレット306,000部を県内の国公立学校の生徒に配布することにより、電話やメールによる相談がいつでも受けられることを相談の対象者に周知し、利用を促進した。 ・電話・メール教育相談件数（2月末時点）：9,022件（前年度同時期：9,182件）	A 順調	性の多様性の内容を含む相談にも適切に対応した。	教育局	総合教育センター
19	25	Ⅱ 相談体制の整備	1 相談体制の整備	① 県民向け相談体制の実施 ウ	男女共同参画推進センター運営費（事業・相談）	8,028	8,083	県相談機関によるDV相談の実施	県相談機関において、相談事業を実施し、さまざまな悩みについて、10,960件の相談を受けた。 うち、1,845件のDVに関する相談があった。	A 順調	性の多様性の内容を含む相談にも適切に対応した。	県民生活部	男女共同参画推進センター

通し 番号	期 別	基本方針	具体的施策	推進項目	事業名	令和6年度 当初予算額 (単位：千円)	令和7年度 当初予算額 (単位：千円)	事業・取組	令和6年度事業実績	事業評価	評価の理由	担当部局	関係課
20	25	Ⅱ 相談体制の整備	1 相談体制の整備	① 県民向け相談体制の実施 ウ	男女共同参画推進センター運営費 (事業・相談)	8,028	8,083	関係機関と意見・情報の共有をするなどし、相談体制の充実を図っている。	相談機関ネットワーク研修会へ参加し、関係機関からの情報収集を行うなどの連携に努めることで、相談の質の向上を図った。	A 順調	研修会の内容を相談員に周知するなどして情報の共有などを行い、相談の質を向上させた。	県民生活部	男女共同参画推進センター
21	25	Ⅱ 相談体制の整備	1 相談体制の整備	① 県民向け相談体制の実施 ウ	犯罪被害者等支援体制の整備促進事業費	20,543	20,899	性暴力等犯罪被害専用相談電話「アイリスホットライン」による相談受付	アイリスホットラインへの相談受付件数 2,108件	A 順調	前年度比+55件、+2.68% 性の多様性の内容を含む相談に適切に対応した。	県民生活部	防犯・交通安全課
22	25	Ⅱ 相談体制の整備	1 相談体制の整備	① 県民向け相談体制の実施 エ	自殺対策総合推進事業費	281,903	302,909	・自殺対策総合推進事業 関係機関や民間団体等と連携し、相談体制の整備を進めるとともに、地域の実情に応じた対策を講じるなど、効果的な自殺対策の推進を図る。	・SNS相談事業 【相談件数】5,812件 【応答率】53.6% ・Rebit（リビット）への補助 【配布部数】40部	A 順調	・SNS相談事業について、令和6年度は相談員を増員し相談を毎日受け付けることで体制の拡充を図った。 ・LGBTQの支援団体であるRebit（リビット）に補助し、県内の学校をLGBTQの子どもにとって安全に過ごせる場とした。	保健医療部	疾病対策課
23	25	Ⅱ 相談体制の整備	1 相談体制の整備	② 学校における相談の実施	① SNSを活用した教育相談体制整備事業 ② いじめ・不登校対策相談事業 ③ 性の多様性を尊重した教育推進事業	①13,708 ②295,075 ③4,002	①18,729 ②289,835 ③3,740	① SNSを活用した教育相談体制整備事業 ・県内の中学・高校に在籍する生徒を対象にSNSを活用した相談体制の整備 ② いじめ・不登校対策相談事業 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置による教育相談体制の整備 ③ 性の多様性を尊重した教育推進事業 ・LGBTQ相談に精通した外部専門機関との連携による学校相談体制の充実 ・性的指向や性自認に悩む中学生・高校生同士の交流・相談を目的としたオンラインサロンの実施	① SNSを活用した相談窓口を開設し、県内の中学生・高校生が抱える様々な悩みや不安等に対応した。（相談件数 1,322件） ② スクールカウンセラーを公立学校1,084校、教育事務所4所、県立総合教育センター2所に配置するとともに、スクールカウンセラーによるオンライン相談を週5日間開設した。 ③ スクールソーシャルワーカーを59市町村に76名、拠点となる高等学校に32校、教育事務所4所に配置するとともに、スクールソーシャルワーカーによるオンライン相談を週2日間開設した。 ③ 性的指向や性自認に関する児童生徒や保護者からの相談対応に関して、専門的な助言等が必要とする市町村立中学校・県立学校に対し、外部専門機関から専門家を派遣し、学校における性的指向・性自認に関する相談対応の充実及び生徒の性の多様性に係る理解を深める事業を実施した。（30校） 性的指向や性自認に関する悩みを持つ中学生・高校生を対象に、オンラインサロンを実施した。（年3回）	A 順調	①② 予定した窓口開設及び人員の配置ができており、整備した相談体制の中で、多くの相談を受けることができていた。 ③ 児童生徒等からの性的指向や性自認に関する悩み、不安に関する相談への対応について、必要な支援を行うとともに、相談窓口を周知することができている。	教育局	①②生徒指導課 ③人権教育課
24	26	Ⅱ 相談体制の整備	1 相談体制の整備	③ 事業者向け相談の実施	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	32,536	26,505	埼玉県性的マイノリティが働きやすい職場づくりサポート・相談窓口（にじいろ企業相談）の設置	企業の性の多様性に関する取組を促すため、企業からの個別の相談に対応した。（7件）	B やや遅れている	企業において性の多様性に関する取組を進めていく上で直面する課題等に対応したが、相談件数が少なかったため。	県民生活部	人権・男女共同参画課
25	26	Ⅱ 相談体制の整備	1 相談体制の整備	④ 苦情処理のあり方の検討	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	32,536	26,505	性の多様性の尊重の推進を阻害する人権侵害の事案に関する苦情処理のあり方を検討	国の動きを注視するとともに、他自治体から事例を情報収集した。	A 順調	性的マイノリティを含めた苦情の対応状況について情報収集し、検討した結果、一定の方向性を得た。	県民生活部	人権・男女共同参画課
26	26	Ⅱ 相談体制の整備	2 県内相談機関への啓発	① 県内相談機関向けの研修の実施	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	32,536	26,505	相談機関ネットワーク研修会の実施	県及び市町村の相談業務に携わる職員、性の多様性関連業務に携わる市町村職員、県内相談機関職員を対象に、研修会を実施した。（47団体54人参加）	A 順調	アンケートに「非常にわかりやすかった」「分かりやすかった」と回答した受講者が100%となり、県内相談業務担当者へ向けて効果的な研修を実施できた。	県民生活部	人権・男女共同参画課
27	26	Ⅱ 相談体制の整備	2 県内相談機関への啓発	② 県内相談機関ネットワークの構築	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	32,536	26,505	相談機関ネットワークの対象機関の拡充	県民相談に直接携わる職員、NPOや公益法人等の県内相談機関職員に参加を働きかけた。	B やや遅れている	対象機関の拡充に向け働き掛けを行ってきたが、拡充には至らなかった。 令和7年度は働き掛ける機関を拡げ、拡充に向け努めてまいりたい。	県民生活部	人権・男女共同参画課
28	27	Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	① 生計を共にするLGBTQの権利や身分に関する制度的な配慮に関する制度や手続きの見直し	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	32,536	26,505	「事実婚」を対象としている県の権利や身分に関する制度や手続きにおいて、パートナーシップ制度の届出の有無に関わらず、「同性パートナー」も同様に対象とするよう見直しする。	配偶者等を対象とした事務事業について、事実婚の者を対象としている場合、同性パートナーについても対象とすることが可能か否かを全庁的に調査し、取りまとめ結果を県HPで公開した。（対応済み349件、見直す方向で検討29件、方向性も含めて検討2件、県独自では見直せない77件）	A 順調	県営住宅の入居者資格、県立病院の治療や手術に関する説明や同意の範囲を同性パートナーも対象としている。今回は新たに経費老人ホームの利用料の夫婦減額制度が同性パートナーも対象となるなど、同性パートナーの方が制度を利用できる環境の整備が進んだ。	県民生活部	人権・男女共同参画課
29	28	Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	② 埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針を定めた県の事務事業の推進	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	32,536	26,505	合理的配慮指針の策定及び各課事業の見直し	指針に基づき、県庁の各所属に性の多様性の尊重推進員を設置した。 各課において事業の見直しや書類の性別欄の選択肢を増やすといった取組を行った。	A 順調	性の多様性の尊重推進員に対し、性の多様性について研修を実施して理解を深めた。 各課において、性の多様性に配慮した取組が推進された。	県民生活部	人権・男女共同参画課

通し 番号	掲載 ページ	基本方針	具体的施策	推進項目	事業名	令和6年度 当初予算額 (単位：千円)	令和7年度 当初予算額 (単位：千円)	事業・取組	令和6年度事業実績	事業評価	評価の理由	担当部局	関係課
30	28	Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	③ 学校における性の多様性への配慮 ア	性の多様性を尊重した教育推進事業	0	0	性の多様性に配慮した取組に関する公立学校への周知 ・個別の配慮の具体例について、県内公立の学校に対し、校長会議、各種研修会等で周知する。	・各校における継続的な校則の点検・見直しに関する周知（校則点検チェックリストの活用）を行った。 ・埼玉県教育委員会作成の「性の多様性の尊重に係る教職員用リーフレット」を教員年次研修で全ての受講者に配布して、啓発を図った。 ・研修会等で、性同一性障害に係る児童生徒や性的マイノリティとされる児童生徒に対する支援について、平成27年文科初発第3号「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等」についてに基づいた対応を依頼した。 ・「学校における性の多様性尊重取組シート」について、研修等の機会に活用働き掛けを行い、学校の組織的な取組や相談支援体制についての施設や改善を促した。	A 順調	・学校において様々な面から考えられる性の多様性に係る配慮・支援について、児童生徒や保護者の心情等を踏まえつつ取組を進めることができている。	教育局	人権教育課、教育局財務課、県立学校人事課、高校教育指導課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課
31	28	Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	③ 学校における性の多様性への配慮 イ	性の多様性を尊重した教育推進事業	0	0	性の多様性を尊重した教育推進事業 ・性の多様性に関するリーフレットの活用等を通して、性的指向・性自認に似む児童生徒、保護者を支援する団体へつなげるよう学校を支援する。	・児童生徒の発達段階に応じた啓発資料を公立学校の小学校5年生～高校3年生の児童生徒に配布し、活用を促すとともに、性的指向・性自認に似む児童生徒、保護者を支援する団体について周知し、学校での日常生活、授業、学校行事等への配慮の働き掛けを行った。	A 順調	・性的マイノリティの児童生徒や保護者の支援団体との連携できる環境づくりを推進できている。	教育局	人権教育課
32	28	3 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	④ 防災対策における性の多様性への配慮	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	32,536	26,505	地域防災計画の策定や避難所の設置・運営マニュアル、被災者の生活再建等の支援において、性の多様性の視点を図る。	ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための手引きにおいて、性の多様性の視点を盛り込めるよう図った。	A 順調	ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための手引きにおいて、性の多様性の視点を踏まえた内容となった。	県民生活部	人権・男女共同参画課
33	28	3 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	④ 防災対策における性の多様性への配慮	①地域防災計画修正費 ②ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化事業費	①740 ②9,185	①680 ②予算なし	性の多様性に配慮した地域防災計画の策定や避難所の設置・運営マニュアルの整備・充実、被災者の生活再建等の支援を行う。	①埼玉県地域防災計画の総則において、「ジェンダー主流化や性の多様性の尊重をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進していく」旨を定めており、性の多様性を配慮した地域防災計画を策定している。 ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化を目的に、標準手引きや映像資料を作成・公開し、市町村に周知をした。	A 順調	①既に性の多様性に配慮した地域防災計画を策定しているため。 ②令和6年度中に、作成した標準手引き等を市町村に周知する段階まで達成できたため。	危機管理防災部	災害対策課
34	28	Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	④ 防災対策における性の多様性への配慮		0	0	性の多様性に配慮した応急時の公的住宅、応急仮設住宅の供与を行う。	実績なし	A 順調	県内で応急仮設住宅供与が必要となる事例はなかったが、発生時には供与できるよう体制を整えている。	都市整備部	住宅課
35	28	Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	⑤ 医療機関・不動産業界等への働きかけ ア	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	32,536	26,505	性の多様性に関する県の取組を県ホームページで公開していく。 医療機関へ性の多様性に配慮した取組の働きかけを行っていく。	医療機関向けのリーフレットや性的マイノリティが働きやすい環境づくりガイドブック等の啓発資料を県HPで公開した。	A 順調	性的マイノリティ当事者がどのような困難に直面していて、どのように性の多様性に関する取組を進めていけばよいかについてまとめた資料を公開することで、啓発が進んだ。	県民生活部	人権・男女共同参画課
36	28	Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	⑤ 医療機関・不動産業界等への働きかけ ア		0	0	医師会への働きかけについて関係課と連携を図る。	当該ホームページ「厚生労働省等からの通知（医療機関の管理に関すること等）令和元年度以降」中「医療関係事業の皆様へお願い」において、県内医療機関に対し、性の多様性に関する理解を深めるとともに、県が実施する性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策への協力を依頼した。	A 順調	直接、医療機関に対し働き掛け、理解を得られていると思われるため。	保健医療部	医療整備課
37	29	Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	⑤ 医療機関・不動産業界等への働きかけ イ	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	32,536	26,505	性の多様性に関する県の取組を県ホームページで公開していく。 埼玉県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会埼玉県本部に対し、性の多様性に関する取組を進めるよう働きかけるとともに、チラシの配布を依頼した。	不動産業界向けのリーフレットや性的マイノリティが働きやすい環境づくりガイドブック等の啓発資料を県HPで公開した。	A 順調	性的マイノリティ当事者がどのような困難に直面していて、どのように性の多様性に関する取組を進めていけばよいかについてまとめた資料を公開することで、啓発が進んだ。	県民生活部	人権・男女共同参画課
38	29	Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	⑤ 医療機関・不動産業界等への働きかけ イ		0	0	宅建業者を対象とした法定研修会において、住宅確保要配慮者についての理解、協力を求める説明を実施している。	宅地建物取引業保証協会（2団体）が実施する、宅建業者を対象とした法定研修会（集合・WEB）に担当職員が講師として参加し、住宅確保要配慮者についての理解、協力を求める説明を行った。	A 順調	予定どおり説明を行い、計画通りの進捗であるため。	都市整備部	建築安全課
39	29	Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	⑤ 医療機関・不動産業界等への働きかけ イ	住宅居住支援推進事業費	0	0	LGBTQを含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居を支援するため、不動産関係団体等との連携により、不動産業者に対し、住宅セーフティネット制度の周知に努めている。	・あんしん賃貸住まいサポート店 240店 ・住宅確保要配慮者月済支援入居賃貸登録住宅 54,224戸	A 順調	LGBTQを含む住宅確保要配慮者の入居を受け入れる民間賃貸住宅の登録が順調に進んでいる。	都市整備部	住宅課

通し 番号	掲載 ページ	基本方針	具体的施策	推進項目	事業名	令和6年度 当初予算額 (単位：千円)	令和7年度 当初予算額 (単位：千円)	事業・取組	令和6年度事業実績	事業評価	評価の理由	担当部局	関係課
40	29	Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	⑥ 市町村への支援	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	32,536	26,505	市町村担当向けパートナーシップ制度に関する例会・情報提供及び会議開催 相談機関ネットワーク研修会の実施	・全市町村に対しパートナーシップ制度に関する照会を実施し、取りまとめ結果を共有した。 ・性の多様性施策に係る市町村連携会議を開催した（1回・53市町村出席）。 ・県及び市町村の相談業務に携わる職員、性の多様性関連業務に係わる市町村職員、県内相談機関職員を対象に相談機関ネットワーク研修会を実施した。（47団体54人参加） ・その他、アライによる暮らしやすい環境づくり推進セミナーを開催した。	A 順調	性の多様性施策に係る市町村連携会議を通じて、県内市町村の取組状況を共有できる場を設けることにより、埼玉県全体で性の多様性に関する取組を推進できた。 アライによる暮らしやすい環境づくり推進セミナーにおいて、好事例の共有や参加者同士で意見を出し合う場を提供することで、それぞれの所属で実践的な取組を促した。	県民生活部	人権・男女共同参画課
41	29	Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	⑦ 民間団体に関する情報の提供	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	32,536	26,505	民間団体の取組後援・広報	民間団体の取組について、後援を行った。（1件） にじいる県民相談において、相談者のニーズに応じた民間団体の情報提供を行った。 その他、適宜民間団体の情報を提供した。	A 順調	後援や相談者に合わせた周知を行い、民間団体の取組の広報に寄与した。	県民生活部	人権・男女共同参画課
42	29	Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	2 働きやすい環境づくりの推進	① 事業者向け研修の実施（再掲）	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	32,536	26,505	企業向け性的マイノリティ研修（にじいる企業研修）の実施	企業において性の多様性についての正しい理解が進むよう、企業向けに研修を実施した。（派遣研修13社・オンライン研修866件） その他、アライによる暮らしやすい環境づくり推進セミナーを開催した。	A 順調	派遣研修とオンライン研修を実施し、事業者の理解が促進された。 オンライン研修について、実績値が866件となり、目標の600件を上回った。 アライによる暮らしやすい環境づくり推進セミナーにおいて、好事例の共有や参加者同士で意見を出し合う場を提供することで、それぞれの所属で実践的な取組を促した。	県民生活部	人権・男女共同参画課
43	30	Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	2 働きやすい環境づくりの推進	② 事業者向け相談の実施（再掲）	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	32,536	26,505	埼玉県性的マイノリティが働きやすい職場づくりサポート・相談窓口（にじいる企業相談）の設置	企業の性の多様性に関する取組を促すため、企業からの個別の相談に対応した。（7件）	B やや遅れている	企業において性の多様性に関する取組を進めていく上で直面する課題等に対応したが、相談件数が少なかったため。	県民生活部	人権・男女共同参画課
44	30	Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	2 働きやすい環境づくりの推進	③ 「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の普及	性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	32,536	26,505	埼玉県アライチャレンジ企業登録制度の実施	性の多様性に配慮した取組を行う企業を「埼玉県アライチャレンジ企業」として登録し、情報発信を行った。 （累計223社登録） 令和7年度7月から、建設等の工事の入札に用いる総合評価方式における評価項目の1つとなった。 企業における性の多様性に関する取組の進め方等をまとめた「性的マイノリティが働きやすい環境づくりガイドブック」を作成（2,000部）し、イベント等でアライチャレンジ企業未登録の企業へ配布した。	A 順調	令和6年度には新たに140社の登録があり、実行計画の目標値（令和7年度末累計 220社）を達成した。 アライチャレンジ企業未登録の企業へも直接「性的マイノリティが働きやすい環境づくりガイドブック」を配布し、性の多様性に関する取組を働き掛ける等、意義のある啓発活動を実施した。	県民生活部	人権・男女共同参画課

事業評価
A:41件 B:3件 C:0件 計44件

今年度の人権・男女共同参画課の事業について

I 性の多様性に関する 理解の増進

性の多様性についての正しい理解が進むよう、県民向け・企業向けに啓発を行う。

①にじいろ県民講座(動画配信)
(令和7年4月～)

②にじいろ企業研修

基礎編:動画配信
(令和7年7月～)

実践編:講師派遣
(令和7年5月～)

③埼玉ALLY大学ネットワーク
ネットワーク会議の開催

④Tokyo Prideへの出展
(令和7年6月)



II 相談しやすい 体制の充実

性的マイノリティ当事者等からの相談を受ける。

①にじいろ県民相談
(県民向け相談窓口)
・電話、LINE、メタバース
(令和7年4月～)

②にじいろ企業相談
(企業向け相談窓口)
(令和7年5月～)



III 暮らしやすい 環境づくり

性的マイノリティが安心して生活できる環境づくりのための施策を検討し、実施する。

①権利や身分に関する県の制度や手続きの見直し
(令和7年10月以降)

②埼玉県アライチャレンジ企業登録制度(随時)

③埼玉県性の多様性施策に係る市町村連携会議

④埼玉県性の多様性に関する施策推進会議

⑤埼玉県アライシンポジウムの開催
(令和7年8月)

⑥県職員アライセミナーの開催
(令和7年7月)



第2期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画の策定に当たって

第1期計画の総括

成果

○理解の増進

- ①にじいろ県民講座の実施(指標:18,000人 実績: R7.2 31,675人)
- ②埼玉ALLY大学ネットワークの設置(R6.10 県内12大学)

○相談体制の整備及び充実

- ①にじいろ県民相談の実施(R4 114件 R5 340件 R6 484件) * R4.8 設置

○暮らしやすい環境づくりの推進

- ①埼玉県アライチャレンジ企業登録制度の実施
(指標: R7年度 220件 実績: R6年度末 223件)
- ②埼玉県性の多様性施策に係る市町村連携会議の設置(R6.1)
- ③権利や身分に関する県の制度や手続の見直し
- ④埼玉県アライによる暮らしやすい環境づくり推進セミナーの開催

情勢の変化

○LGBT理解増進法の施行、連絡会議の設置(内閣府)

○司法の判断

同性婚訴訟、犯罪被害者等給付金訴訟、性別変更要件

○「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に同性パートナーが「含まれ得る」法令の見直し(24法令)

○性別不合に関する診断と治療のガイドライン見直し

○県内全市町村でパートナーシップ制度を導入

課題

- ・県民の理解は進んできているが、十分とは言えないため、より理解を増進する必要がある
(R6県政世論調査 認知度調査) 性的指向 76.5% 性自認 61.4% アライ 21.6% アウティング 22.1%
- ・にじいろ県民相談において、傾聴により気持ちや課題を整理するだけでなく、相談内容に応じて弁護士会や社労士会等の専門支援機関を紹介していく必要がある

第2期計画策定の考え方

- ・基本的な施策の方向性は維持しつつ、取組を拡充する
- ・特に、困りごとを抱えている当事者の課題解決に向けた支援体制を構築する

「第2期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画(案)」について

計画の位置付け

- (1) 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第9条に基づき、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画
- (2) 本県の総合計画である「埼玉県5か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～」との整合を図り、県の分野別計画として策定する計画
- (3) 県民からの意見や埼玉県性の多様性に関する施策推進会議の検討を踏まえ、県民、事業者、学校、民間団体、市町村などと連携して施策の推進に取り組むための計画

計画の期間

令和8年度から令和10年度まで
(3年間)

計画の目標

性の多様性を尊重した社会づくり

～全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現～

計画の基本方針

基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進

県民、事業者、民間団体、学校に対し、必要な啓発・教育、制度の周知等により、性の多様性に関する理解増進を図る。

基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実

性の多様性に関して、**性的マイノリティLGBTQ**や周囲の方が相談しやすい体制の充実を図る。

基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり

性的マイノリティを含む全ての人LGBTQが、安心して生活し、働くことができる暮らしやすい環境づくりを推進する。

施策体系

基本方針

I 性の多様性に関する理解の増進

具体的施策

推進項目（案）

（参考）関連する事業

1 県民や事業者等への意識啓発

① 性の多様性に関する意識啓発

- ・性の多様性に関する啓発資料の作成、SNSによる発信
- ・にじいろ県民講座の実施
- ・**県政出前講座の実施**

② 事業者向け研修の実施

- ・にじいろ企業研修の実施
- ・放課後児童支援員、保育士等への研修の実施

③ 県職員に対する研修等の実施

- ・県職員に対する研修の実施

④ 性の多様性に関する情報発信・実態把握などの実施

- ・県政サポーターアンケート、県政世論調査の実施
- ・男女共同参画に関する各種講演会の実施
- ・**埼玉ALLY大学ネットワークの拡充**

2 性の多様性に係る人権教育の推進

① 児童生徒に対する教育の実施

- ・性の多様性を尊重した教育推進事業の実施

② 教職員等への研修の実施

- ・教職員等への研修の実施

③ 家庭、地域社会における学習機会の提供

- ・保護者向け啓発動画の活用

施策体系

基本方針

Ⅱ 相談しやすい体制の充実

具体的施策

推進項目（案）

（参考）関連する事業

1 相談体制の充実

① 県民向け相談の実施

④ 苦情処理の在り方の検討（関連する事業として①に統合）

② 学校における相談の実施

③ 事業者向け相談の実施

- ・にじいろ県民相談の実施
- ・人権侵害に対する関係機関との連携強化
- ・相談機関ネットワーク研修会の実施
- ・埼玉県こころの電話の実施
- ・DV相談の実施
- ・性暴力等犯罪被害者専用相談電話「アイリスホットライン」の実施
- ・自殺予防相談支援事業（SNS相談事業）の実施

- ・県内の中学・高校に在籍する生徒を対象にSNSを活用した相談体制の整備
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置による教育相談体制の整備
- ・性的指向や性自認に悩む中学生・高校生同士の交流を目的としたオンラインサロンの実施

- ・にじいろ企業相談の実施

2 県内相談機関への支援

① 県内相談機関向けの研修の実施

② 県内相談機関ネットワークの構築

- ・相談機関ネットワーク研修会の実施（再掲）

- ・相談機関ネットワークの対象機関の拡充

施策体系

基本方針

Ⅲ 暮らしやすい環境づくり

具体的施策

推進項目（案）

（参考）関連する事業

1 安心して生活できる環境づくりの推進

① 生計を共にする**性的マイノリティLGBTQ**の権利や身分に関する制度や手続の見直し

・事実婚を対象とする県の制度や手続の見直し調査の実施
・**国への要望の実施**

② 埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針を踏まえた県の事務事業の推進

・埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針の普及
・**県職員への研修の実施及びレインボーグッズの着用**

③ 学校における性の多様性への配慮

・性の多様性に配慮した取組に関する公立学校への周知
・**埼玉ALLY大学ネットワークの拡充（再掲）**

④ 防災対策における性の多様性への配慮

・避難所の設置・運営マニュアルの**普及啓発**

⑤ **医療機関・不動産業界等への働き掛け**
各業界に対する性の多様性に配慮した企業サービスの働き掛け

・同性パートナーの病状説明等の対応
・性的マイノリティの円滑な入居の促進

⑥ 市町村への支援

・**性の多様性施策に係る市町村連携会議の開催**

⑦ **民間団体に関する情報の提供**
関係機関・団体と連携した支援体制の構築

・**関係機関・団体との連携強化**

2 働きやすい環境づくりの推進

① 事業者向け研修の実施（再掲）

・企業向け研修の実施

② 事業者向け相談の実施（再掲）

・にじいろ企業相談の実施

③ 「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の普及

・アライチャレンジ企業登録制度の普及

④ **県庁における率先した性の多様性に関する取組の推進**

調整中

数値目標

指標（案）

①にじいろ県民講座参加者数
令和5～7年度累計：18,000人

②性の多様性に関する理解増進の
取組を実施した学校の割合
令和7年度末：100%

③埼玉県アライチャレンジ企業
登録企業数
令和7年度末累計：220社



①アライの認知度

目標値：42.0%（令和10年度）
現状値：21.6%（令和6年度）

＜指標設定の考え方＞

- ・現在の伸び率を踏まえ、更に割合を毎年度0.5ポイントずつ向上させることを目指し目標値を設定
- ・令和13年度（第3期計画終了時）までに80%とすることを旨す

②性の多様性に関する理解増進の
取組を実施した学校の割合

目標値：100%（令和10年度）
現状値：89.7%（令和5年度末）

＜指標設定の考え方＞

- ・どの学校にも性的マイノリティの児童生徒が在籍する可能性があることを踏まえて目標値を100%として設定
- ・授業をはじめとする取組が継続されれば、児童生徒の正しい理解が深まると考えられるため、現行の目標値100%を維持し続けることを目指す

③埼玉県アライチャレンジ企業
登録企業数

目標値：600社（令和10年度末累計）
現状値：223社（令和6年度末累計）

＜指標設定の考え方＞

- ・令和6年度の現状値を踏まえ、令和7年度の登録企業数を300社と見込む
- ・現在の伸び率を踏まえ、更に増加数を毎年度向上させることを目指して目標値を設定
- ・令和13年度（第3期計画終了時）までに1,000社とすることを旨す

第3章 計画の内容

基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進

県民、事業者、民間団体、学校に対し、必要な啓発・教育、制度の周知等により、性の多様性に関する理解の増進を図ります。

【現状と課題】

県ではこれまで性の多様性に関する啓発資料の配布や研修、県の広報紙やホームページ、SNSなどの各種媒体による発信などを通じて意識啓発を図ってきました。

令和2年度に県が実施した「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」の結果では、**性的マイノリティ**の割合は3.3%で約30人に1人でした。誰しもが学校や職場、友人や知人との関わりの中で、**性的マイノリティ**と接している可能性があると言えます。**性的マイノリティ**は、**性的マイノリティ**以外と比べ、孤立感、あるいは自己否定感が強い状況にあり、「死ねたらと思った、または自死の可能性を考えた」といった経験がある割合は6割を超えており、命に係わる困難を抱えています。また、**性的マイノリティ**は、学生時代に不快な冗談、からかい、暴力を受けている割合が高い傾向にあります。

当事者の多くが、周囲からの差別や偏見を恐れ、当事者であることを隠して生活しており、依然として「身近に**性的マイノリティ**はいない」と思われていることが多い現状となっています。また、年代が上がるほど、学校で**性的マイノリティ**について学んだ経験がかなり少なくなる傾向にあります。

性の多様性に関する差別や偏見をなくしていくため、**引き続き**意識啓発に取り組んでいく必要があります。

【具体的施策】

1 県民や事業者等への意識啓発

県民一人一人の性の多様性に関する県民、事業者等の理解を深めるため、「差別的取扱い等¹²」の禁止をはじめ必要な啓発を行います。

【推進項目】

① 性の多様性に関する意識啓発

ア リーフレットや相談案内カードの配布、県の広報紙やホームページ、ラジオ・テレビなどのメディア、SNS等を活用して県民、事業者等に対し広く性の多様性に関する啓発を行い、性の多様性に関する理解の増進を図ります。

（県民生活部）

イ 県政出前講座の実施により、地域及び団体等における性の多様性に関する理解の増進を図ります。【新規】

（県民生活部）

ウ 性の多様性に関する理解を深めるため、県民に対して啓発を行います。特に、**子ども**や若者に関わる職員や支援者等に対する理解の増進を図ります。

（県民生活部、福祉部）

② 事業者向け研修の実施

事業者における性の多様性に関する理解や取組が進むよう「**にじいろ企業研修**」を実施します。

（県民生活部）

12 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第4条で禁止されている次の行為のこと。
性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取扱いをすること。性的指向又は性自認の表明に関して、強制又は禁止すること。
正当な理由なくアウティング（性的指向又は性自認に関して本人の意に反して本人が秘密にしていることを明かすこと）すること。

③ 県職員に対する研修等の実施

ア 当事者との対話を取り入れた「県職員アライセミナー」や階層別基本研修等を実施し、職員の理解を深めます。【拡充】

(総務部、県民生活部、教育局、警察本部)

イ 性の多様性に関するデジタルハンドブック等を活用し、性的マイノリティである職員が安心して性の多様性に配慮した制度を利用できるよう周知します。【拡充】

(総務部、県民生活部、教育局、警察本部)

④ 性の多様性に関する情報発信・実態調査などの実施

ア あらゆる機会を通じて、性の多様性に関する情報発信を行います。また、性の多様性に関する実態の把握を行います。

(県民生活部)

イ 全ての学生及び職員の性の多様性が尊重され、安心できる環境を実現するため、「埼玉 ALLY 大学ネットワーク¹⁴」を通じて、「県内大学及び短期大学における性の多様性に関する取組調査¹⁵」を踏まえた新たな取組が展開され、各大学で情報発信するように働き掛けていきます。【新規】

(県民生活部)

13 アライの県職員を増やすために実施する、当事者との対話を取り入れた実践的な内容のセミナー。

14 令和 6 年 10 月 31 日設置。埼玉県内にキャンパスを有する大学及び短期大学において、性の多様性を尊重した取組を広げ、全ての学生及び職員の性の多様性が尊重され、安心できる環境を実現することを目的とする。

15 大学等における取組を進めるに当たり状況を把握するための調査。

【具体的施策】

2 性の多様性に係る人権教育の推進

性的指向や性自認は一人一人異なり、そのことは尊重すべきものであるとの正しい理解を深める教育を推進します。

【推進項目】

① 児童生徒に対する教育の実施

児童生徒の発達段階に応じて、性の多様性の尊重に関して正しい知識を身に付け、理解を深める教育を行います。

（教育局）

② 教職員等への研修の実施

性の多様性の尊重についての正しい理解を深めるため、教職員等を対象とした研修を実施します。

（総務部、教育局）

③ 家庭、地域社会における学習機会の提供

一人一人が性的マイノリティの良き理解者・支援者となるように、市町村教育委員会やPTA等と連携し、性の多様性の尊重について理解を深める学習の充実を図ります。

（教育局）

基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実

性の多様性に関して、性的マイノリティや周囲の方が相談しやすい体制の充実を図ります。

【現状と課題】

性的マイノリティ当事者は、社会の様々な場面で困り事に直面しています。しかし、その多くが差別や偏見を恐れ、当事者であることを隠して生活しており、自分の性的指向や性自認に関して、誰かに相談することは非常に難しく、孤立しがち

な状況にあります。

性的マイノリティや周囲の方が安心して悩みを打ち明けることができる、相談しやすい体制の充実を進めていく必要があります。

【具体的施策】

1 相談体制の充実

性の多様性に関する様々な問題について、当事者やその家族等から相談を受け付け、助言の実施又は適切な支援機関につなぐことにより、性的指向や性自認に関する相談者の悩みや不安を解消していきます。

【推進項目】

① 県民向け相談の実施

ア 「にじいろ県民相談（埼玉県性的マイノリティ県民相談）¹⁶」の実施を通じ、性的マイノリティが相談しやすい体制の充実を図ります。

（県民生活部）

イ 性の多様性に関する人権侵害について対応するため、関係機関との連携を強化していきます。【新規】

（県民生活部）

ウ 県や市町村等の県内相談機関と連携を図り、性の多様性について配慮した対応ができるよう、相談の質の向上を図ります。【拡充】

（県民生活部、福祉部、教育局）

¹⁶ 県が設置した性的指向や性自認に関する悩みについて電話や SNS で相談できる専門相談窓口のこと。

エ DV¹⁷ や性暴力に関する性的マイノリティからの相談について、関係機関と連携を図り、きめ細やかに対応していきます。

(県民生活部)

オ 国の自殺総合対策大綱¹⁸では、性的マイノリティの自殺念慮の割合などが高いと指摘されています。性的マイノリティなどの自殺におけるハイリスク層の相談者の辛い気持ちに寄り添い、自殺防止に向けた相談を行います。

(保健医療部)

② 学校における相談の実施

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の効果的な配置により、学校における教育相談体制を整備します。

また、児童生徒等からの性的指向や性自認に関する悩み、不安に関する相談への対応について、必要な支援を行うとともに、相談窓口の周知を図ります。

(教育局)

③ 事業者向け相談の実施

性の多様性に配慮した取組を進めようとする事業者からの相談に対応し、事業者の取組をサポートする「にじいろ企業相談¹⁹」を実施します。

(県民生活部)

17 ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者や恋人等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

18 自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。令和4年10月、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定された。

19 県が設置した、性の多様性に配慮した取組を進めようとする企業からの相談に対応、アドバイスを行い、取組をサポートする専門相談窓口のこと。

【具体的施策】

2 県内相談機関への支援

相談機関では、相談者が勇気を振り絞って、やっとの思いで相談することができた思いを酌み、相談者に寄り添った対応をすることが大切です。県内相談機関に対し、性の多様性に関する正しい知識を持ち、適切に対応できるための支援をしていきます。

【推進項目】

① 県内相談機関向けの研修の実施

性の多様性に関する相談に対応できるよう、県内相談機関に対する研修や情報提供を行います。

(県民生活部)

② 県内相談機関ネットワークの構築

各相談機関が情報交換などを行う機会を設けることで、相談機関同士の連携強化を図るとともに、相談機関の職員の対応力向上を図ります。

(県民生活部)

基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり

性的マイノリティを含む全ての人が、性の多様性が尊重され、安心して生活し、働くことができる暮らしやすい環境づくりを推進します。

【現状と課題】

性的マイノリティは、生活する上で様々な困難に直面しています。困難に直面した当事者にとっては、自らの性的指向や

性自認だけでなく、自分自身そのものを、あるいは生き方を否定されているという気持ちに陥りやすい状況にあります。

当事者が抱える困難の解消を図り、**性的マイノリティ**が安心して生活し、働くことができる暮らしやすい環境づくりを進めていく必要があります。

【具体的施策】

1 安心して生活できる環境づくりの推進

性の多様性が尊重され、**性的マイノリティ**が安心して生活できる環境を整えるため、県が実施している事業を見直すとともに、**事業者**に対して、**性的マイノリティ**の抱える困り事や社会生活上の不利益を解消していくよう働き掛けていきます。

【推進項目】

① 生計を共にする**性的マイノリティ**の権利や身分に関する制度や手続の見直し

ア 「事実婚」を対象としている県の権利や身分に関する制度や手続において、いわゆるパートナーシップ制度の届出の有無に関わらず、「同性パートナー」も同様に対象とする実効性のある措置を講じていきます。

さらに、県で実施した制度や手続の見直し結果を参考として、県全体に実効性のある取組が広がるよう市町村や**事業者**に働き掛けを行っていきます。

(全庁)

イ 同性パートナーが異性婚と比べて不利益を被ることがないように、同性パートナーの権利や身分に関する制度について、早急に真摯な議論と対応を行うよう、国へ要望します。【新規】

(県民生活部)

- ② 埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針を踏まえた県の事務事業の推進
- ア 埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針に基づき、県の事務事業を実施していきます。

また、実施に当たっては、性の多様性の尊重推進員により、県庁各課所等における取組を推進していきます。

(全庁)

- イ 「県職員アライセミナー」の受講者がレインボーグッズを着用し、性的マイノリティが安心して県の機関を利用してもらえる環境づくりを推進します。【新規】

(全庁)

- ③ 学校における性の多様性への配慮

- ア 学校において、様々な面から考えられる配慮について、児童生徒・保護者の心情等を踏まえつつ取組を進めていきます。

(教育局)

- イ 性的マイノリティの子供や保護者の支援団体等と連携できる環境づくりを推進します。

(教育局)

- ウ 全ての学生及び職員の性の多様性が尊重され、安心できる環境を実現するため、「埼玉 ALLY 大学ネットワーク」を通じて、「県内大学及び短期大学における性の多様性に関する取組調査」を踏まえた新たな取組が展開され、各大学で情報発信するように働き掛けていきます。(再掲)【新規】

(県民生活部)

④ 防災対策における性の多様性への配慮

性の多様性に配慮した避難所の設置・運営マニュアルの普及啓発を図ります。避難所の運営においては、性の多様性に配慮した設置・運営を行います。また、被災者の生活再建等の支援については、性の多様性に配慮した取組を進めていきます。

(県民生活部、危機管理防災部、都市整備部)

⑤ 各業界に対する性の多様性に配慮した企業サービスの提供に向けた働き掛け

ア 医師会等を通じて、医療機関に対し、性の多様性に配慮した取組を行うよう働き掛けます。

(県民生活部、保健医療部)

イ 不動産関係団体等を通じ、不動産事業者や賃貸住宅の貸主の理解を深めるなど、性的マイノリティの賃貸住宅への円滑な入居の促進に努めていきます。

(県民生活部、都市整備部)

ウ 金融機関に対し、異性婚に基づく家族関係を前提とした金融商品・サービスを同性パートナーに拡大するなど、性の多様性に配慮した企業サービスの提供等について働き掛けます。【新規】

(県民生活部、産業労働部)

⑥ 市町村への支援

「埼玉県性の多様性に係る市町村連携会議²⁰」を通じて、同性パートナーに係る実効性のある措置の導入や拡充を市町村に働き掛けるほか、パートナーシップ制度の運用上の課題や好事例を共有したり、連携を進めていく場とすることで、市町村に必要な取組を支援します。

(県民生活部)

⑦ 関係機関・団体と連携した支援体制の構築

ア 自らの性の在り方に悩み戸惑う当事者、とりわけ若年層を中心とした当事者同士が安心して集い、交流できる場や機会の提供を行う民間団体に関する情報を提供していきます。

(県民生活部)

イ 経済団体等との連携を強化し、性の多様性に配慮した事業活動等を行うよう、事業者へ働き掛けていきます。

【新規】

(県民生活部、産業労働部)

【具体的施策】

2 働きやすい環境づくりの推進

性的マイノリティが働きやすい環境づくりを推進するため、研修、相談、登録制度で構成する包括的支援制度により、事業者の取組を支援していきます。

20 性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策のうち、市町村間の連携や市町村の取組の課題に関することや県と市町村の連携に関することを協議する会議。県及び市町村の埼玉県内市町村の性の多様性に関する施策担当課（室）長等をもって構成している。

【推進項目】

① 事業者向け研修の実施（再掲）

事業者における性の多様性に関する理解や取組が進むよう研修を実施していきます。

（県民生活部）

② 事業者向け相談の実施（再掲）

性の多様性に配慮した取組を進めようとする事業者からの相談に対応し、事業者の取組をサポートする相談を実施していきます。

（県民生活部）

③ 「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の普及

性の多様性に配慮した取組を進める県内事業者の取組状況を指標により見える化し、**性的マイノリティ**が働きやすい環境づくりを促進するため、登録制度を普及させていきます。

（県民生活部）

④ 県庁における率先した性の多様性に関する取組の推進【新規】

ア 当事者との対話を取り入れた「県職員アライセミナー」や階層別基本研修等を実施し、職員の理解を深めます。（再掲）【拡充】

（総務部、県民生活部、教育局、警察本部）

イ 性の多様性に関するデジタルハンドブック等を活用し、性的マイノリティである職員が安心して性の多様性に配慮した制度を利用できるよう周知します。【拡充】

（総務部、県民生活部、教育局、警察本部）

埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画

(令和5年度から令和7年度)

彩の国  埼玉県



埼玉県マスコット
「コバトン」&「さいたまっち」

ごあいさつ



LGBTQ（性的マイノリティ）の方の多くは、周囲からの差別や偏見を恐れ、当事者であることを隠し生活されており、見えないマイノリティと言われています。

埼玉県が令和2年度に実施した調査によると、LGBTQの方は、LGBTQ以外の方と比べ、孤立感、あるいは自己否定感が強い状況にあります。「死ねたらと思った、または自死の可能性を考えた」、「生きる価値がないと感じた」といった経験がある方の割合は6割を超えており、命に関わる困難を抱えておられます。LGBTQの方は長い間支援から取り残されており、多様性が尊重される時代にあって、直ちに対応すべき人権問題です。

本県では、令和4年7月に「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が施行されました。本計画は、この条例に基づき策定する初めての計画となります。条例の基本理念を踏まえ、計画の目標を「性の多様性を尊重した社会づくり ～全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現～」と決めました。

計画を推進する3つの基本方針である「性の多様性に関する理解の増進」「相談しやすい体制の充実」「暮らしやすい環境づくり」の下、具体的施策を展開し、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる「日本一暮らしやすい埼玉」の実現を目指してまいります。

計画の推進に当たっては、県の取組はもとより、市町村、県民、事業者の皆様と「ワンチーム埼玉」で取り組んでいく必要があります。皆様の更なる御理解と御協力をお願い申し上げます。

計画策定に当たりましては、埼玉県性の多様性に関する施策推進会議において、委員の皆様幅広い観点から熱心に御議論いただきました。また、県民の皆様からも多くの貴重な御意見をお寄せいただきました。御協力いただきました方々に心から御礼申し上げます。

令和5年7月

埼玉県知事 大野元裕

目次

第1章 計画策定に当たって	2
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
4 性の多様性に関する本県の状況	
第2章 計画の基本的な考え方	15
1 計画の目標	
2 計画の基本方針	
3 計画の体系	
4 計画の指標	
第3章 計画の内容	19
基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	
基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	
基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	
第4章 計画の推進体制	30
資料編	33

※埼玉県では、「LGBTQ」を性的マイノリティを表す総称として表記しています。

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

埼玉県議会令和4年（2022年）6月定例会において「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例¹」が成立し、令和4年7月8日から施行されました。

LGBTQ²は、周囲の理解不足による差別や偏見から、生活の様々な場面で困難に直面しており、LGBTQが暮らしやすい環境づくりや性の多様性³に関する社会全体の理解増進などが課題となっています。

こうした現状を踏まえ、埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第9条に基づき、本計画を定め、性的指向⁴や性自認⁵に関して、基本的な考え方や今後の方向性を明らかにします。

本計画に示す取組を着実に進めることで、誰もが活躍し共に生きる社会の実現を目指していきます。

2 計画の位置付け

- （1）埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第9条に基づき、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- （2）本県の総合計画である「埼玉県5か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～」との整合を図り、県の分野別計画として策定する計画です。
- （3）県民からの意見や埼玉県性の多様性に関する施策推進会議⁶の検討を踏まえ、県民、事業者、学校、民間団体、市町村などと連携して施策の推進に取り組むための計画です。

1 令和4年7月8日施行。性の多様性を尊重した社会づくりに関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、もって全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

2 レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生まれた時に割り当てられた性別と自認する性別が異なる人）、クエスチョニング（性の在り方を決めている、決められない等の人）など、性的マイノリティを表す総称の一つ。

3 性的指向及び性自認の多様性。性の在り方は男女という二つの枠組みではなく連続的かつ多様である。性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をとって「SOGI」という言葉が用いられることもある。

4 自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向。

5 自己の性別についての認識。

6 埼玉県における性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進するために設置された会議。性の多様性又は男女共同参画・人権に関する学識経験のある者や、性の多様性に関する当事者支援団体の者等で構成している。

3 計画の期間

令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）までの3年間

4 性の多様性に関する本県の状況

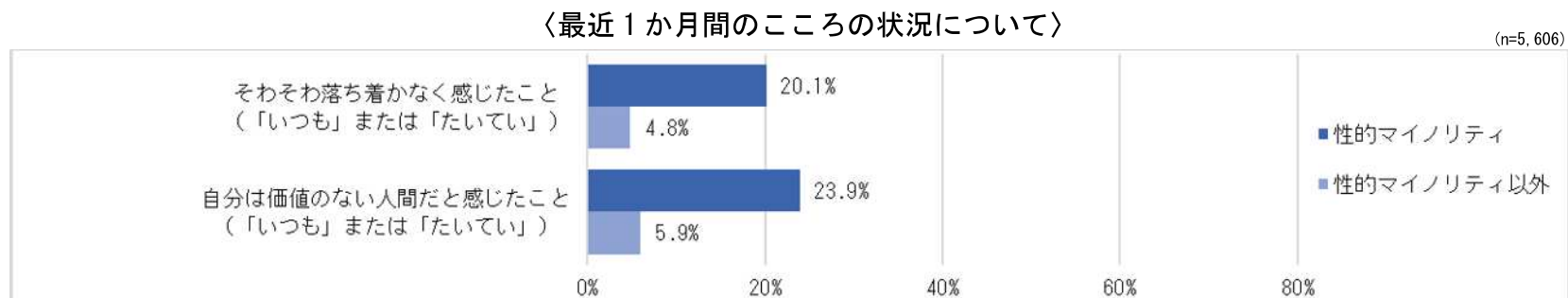
（1）LGBTQが置かれた状況

県では、LGBTQ（性的マイノリティ⁷）について、県民の性的指向や性自認、心身の健康状態、いじめ等の体験などを把握するために、令和2年度に「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」を実施しました。

この調査で性的マイノリティに分類される人の数は184人（回答者5,606人の3.3%）でした。

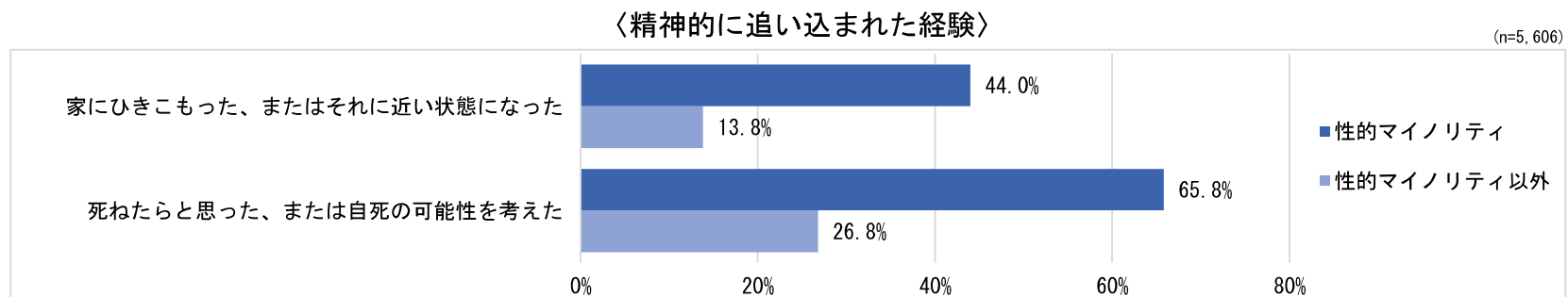
① こころの状況等に関するLGBTQとLGBTQ以外との比較

最近1か月のこころの状況や、精神的に追い込まれた経験等についてみると、性的マイノリティは性的マイノリティ以外と比べ、自己否定感が強い方や精神的に追い込まれた経験のある方が非常に多いことがわかります。

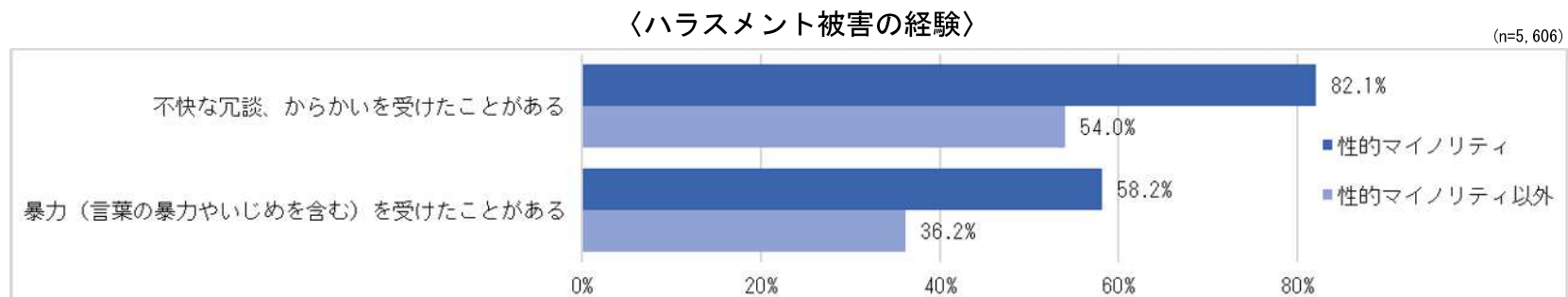


（出典）県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」（令和2年度）

7 同性愛者・両性愛者・出生時に割り当てられた性別と自認する性別が一致しない人などのこと。性的少数者、セクシュアルマイノリティともいう。



(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和2年度)



(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和2年度)

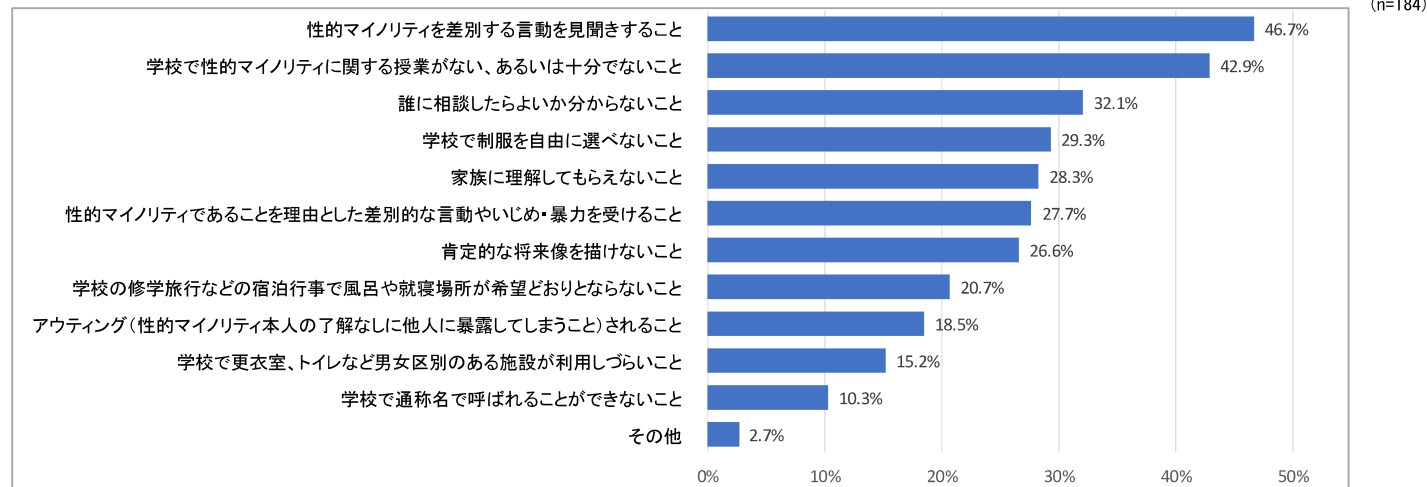
② 学生時代におけるLGBTQが置かれた状況

ア 学生時代に性的マイノリティであること／関連したことで悩んだ経験

全体では、経験があるものでは、「性的マイノリティを差別する言動を見聞きすること」(46.7%)「学校で性的マイノリティに関する授業がない、あるいは十分でないこと」(42.9%)の順に多くなっています。

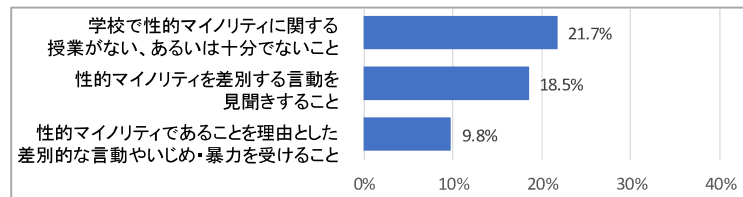
悩んだ時期についてみると、時期別上位3項目のうち、「高等学校の頃」では、『学校で性的マイノリティに関する授業がない、あるいは十分でないこと』(33.2%)、『性的マイノリティを差別する言動を見聞きすること』(30.4%)の順になっています。

〈全体〉

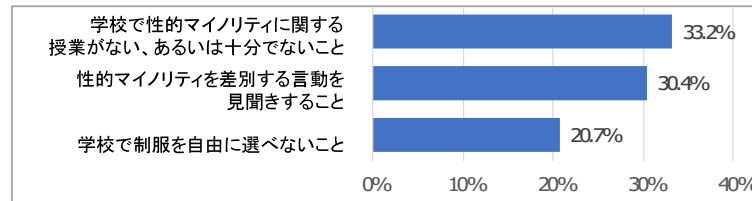


〈時期別上位 3 項目〉

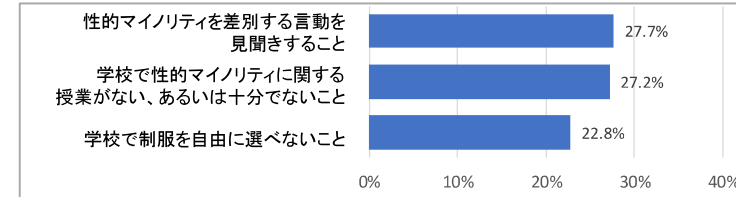
・小学校 4～6 年生の頃



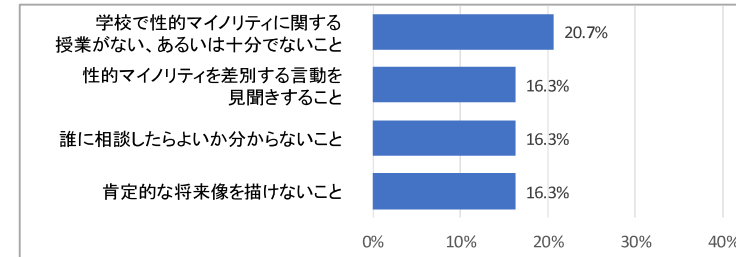
・高等学校の頃



・中学校の頃



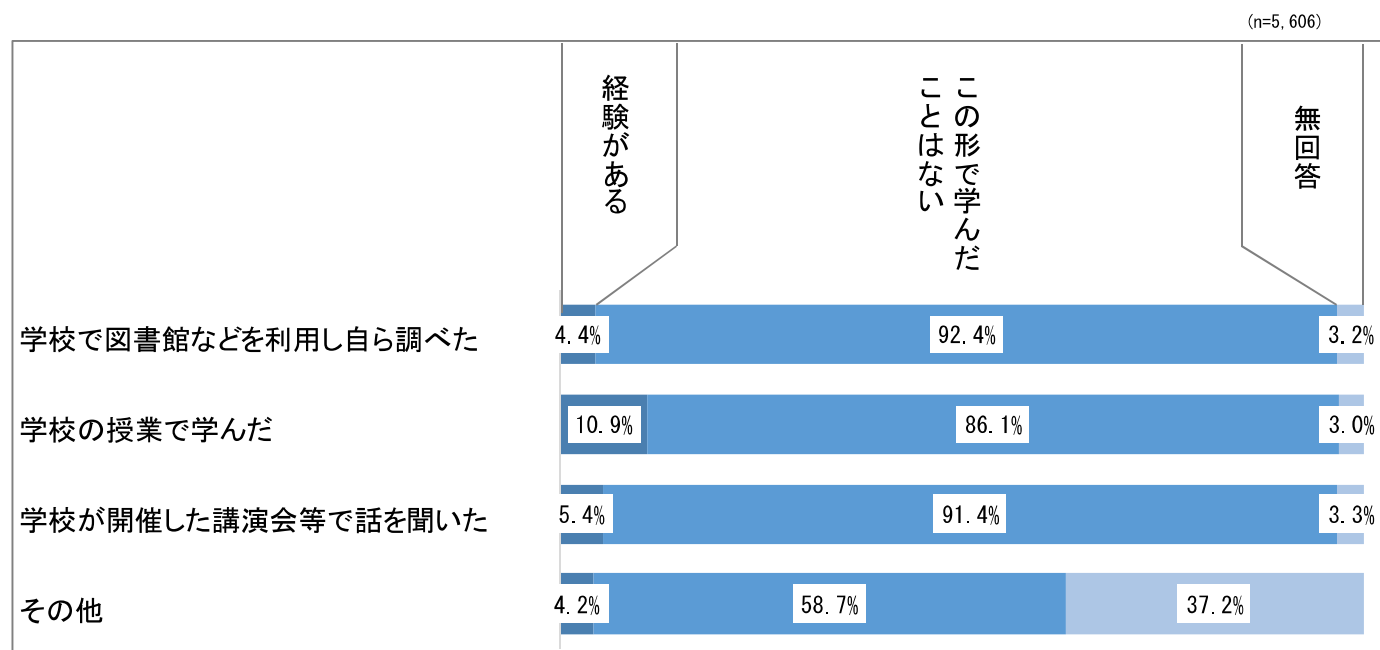
・高等学校以降の学校(大学等)の頃



(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」
(令和 2 年度)

イ 学校で性的マイノリティについて学んだ経験

性的マイノリティについて学んだ経験についてみると、全ての項目で「この形で学んだことはない」が最も多くなっています。「経験がある」割合を年代別にみると、その他を除き若年層ほど高くなっています。



(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和2年度)

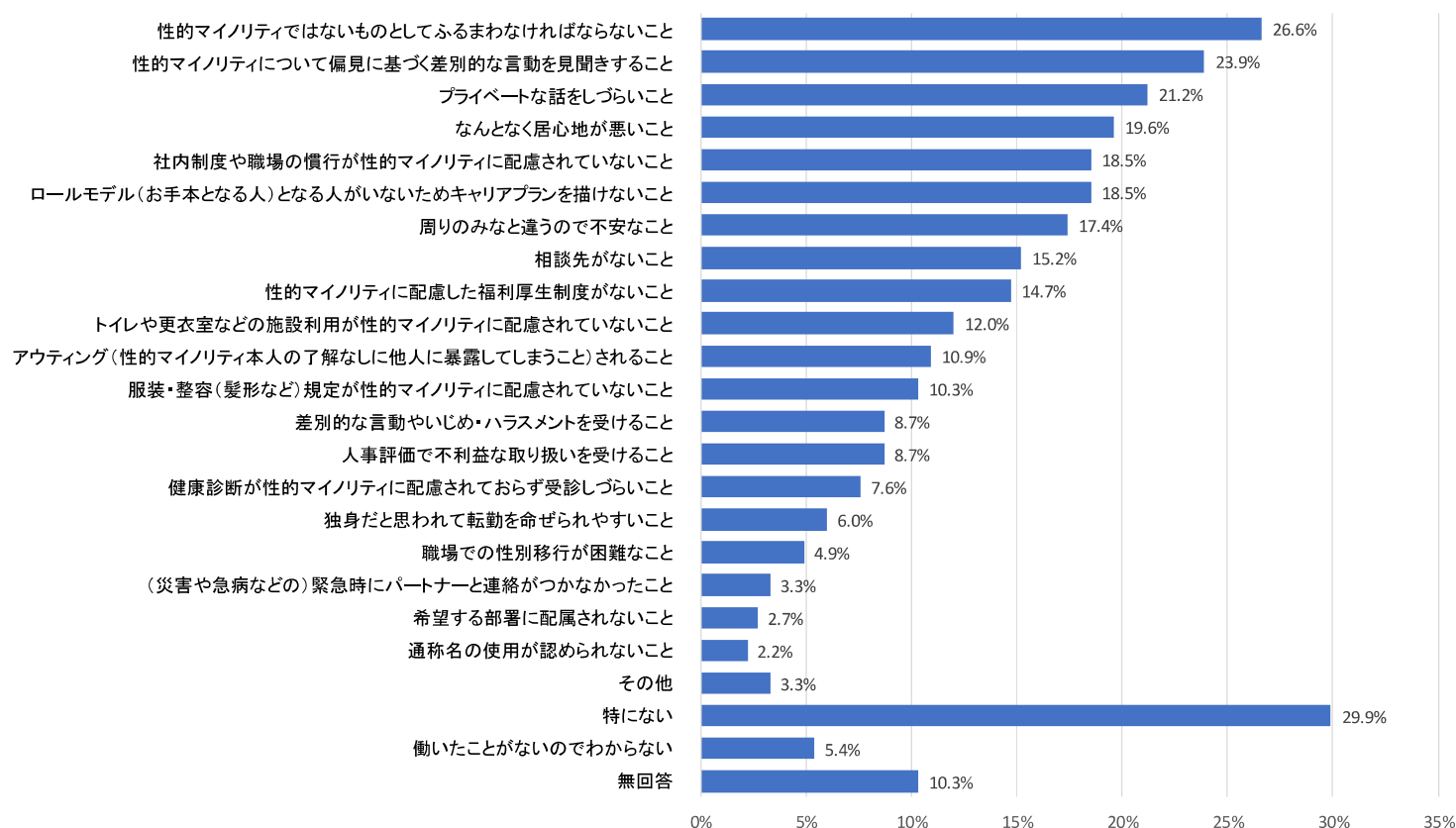
〈「学校で性的マイノリティについて学んだ経験がある」の年代別内訳〉

	《経験がある》			
	学校で図書館などを利用し 自ら調べた	学校の授業で学んだ	学校が開催した講演会等で 話を聞いた	その他
全体	4.4%	10.9%	5.4%	4.2%
18歳～19歳	16.3%	64.1%	42.4%	2.2%
20歳～24歳	18.6%	54.4%	25.5%	5.3%
25歳～29歳	9.3%	26.8%	12.3%	6.3%
30歳～34歳	5.8%	21.7%	7.5%	7.1%
35歳～39歳	4.4%	11.9%	5.9%	7.3%
40歳～44歳	3.2%	6.0%	2.4%	3.4%
45歳～49歳	2.2%	3.4%	2.0%	2.6%
50歳～54歳	2.0%	3.3%	2.0%	3.2%
55歳～59歳	3.2%	3.5%	2.6%	3.6%
60歳～64歳	2.0%	3.3%	1.9%	3.0%

（出典）県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」（令和2年度）

- ③ 職場におけるLGBTQが置かれた状況～職場で性的マイノリティであること／関連したことで悩んだこと～
 悩んだことについてみると、「性的マイノリティではないものとしてふるまわなければならないこと」(26.6%)、
 「性的マイノリティについて偏見に基づく差別的な言動を見聞きすること」(23.9%)、「プライベートな話をしづ
 らいこと」(21.2%)となっています。

(n=184)

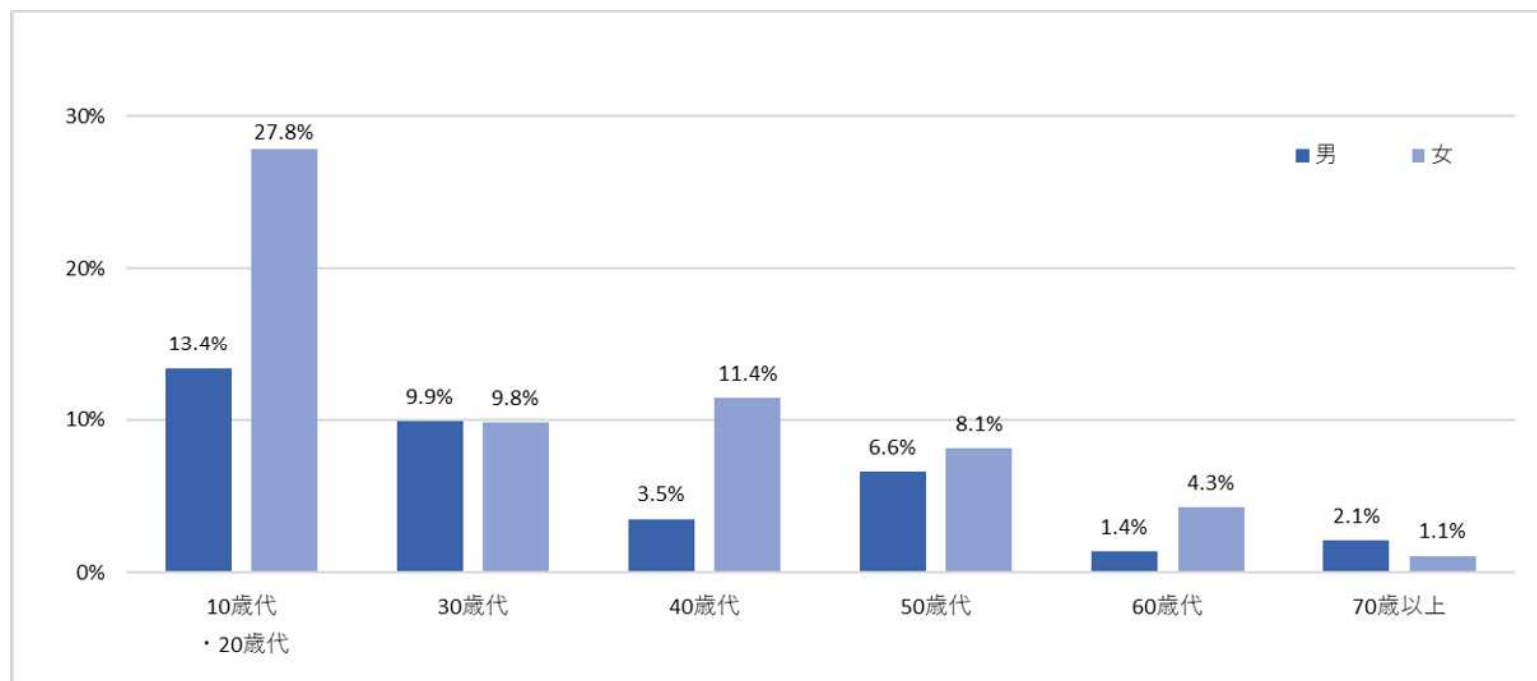


(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和2年度)

(2) 共生社会を実現するために最も重要だと思う取組

令和3年度に実施した県の県政世論調査によると、共生社会を実現するために最も重要だと思う取組として「LGBTQ（性的マイノリティ）への理解促進」と回答した方の割合は、10歳代（18・19歳）・20歳代（27.8%）の女性が他の年代層・性に比べて特に高くなっています。

(n=2,767)

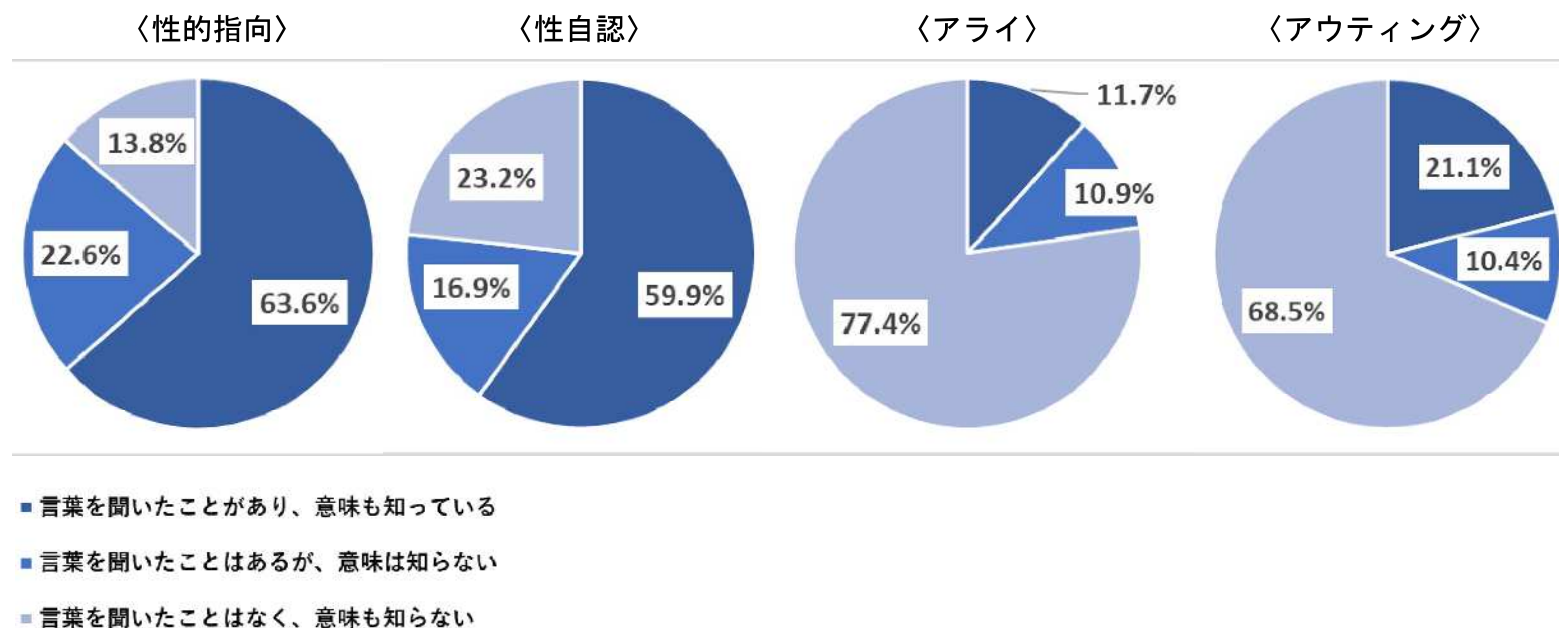


(出典) 県民広聴課「埼玉県政世論調査」(令和3年度)

(3) 性の多様性に関する言葉の認知度

令和4年度に実施した県の「県政サポーターアンケート」によると、「性的指向」「性自認」は「言葉を聞いたことがあり、意味も知っている」が約6割である一方、「アライ⁸」「アウティング⁹」は「言葉を聞いたことはなく、意味も知らない」がそれぞれ77.4%、68.5%となっています。

(n=1,987)



(出典) 県民広聴課「県政サポーターアンケート『性の多様性について』」(令和4年度)

8 英語で「同盟」や「味方」を表す言葉で、LGBTQ(性的マイノリティ)を理解し、支援している人、または支援したいと思う人のこと。

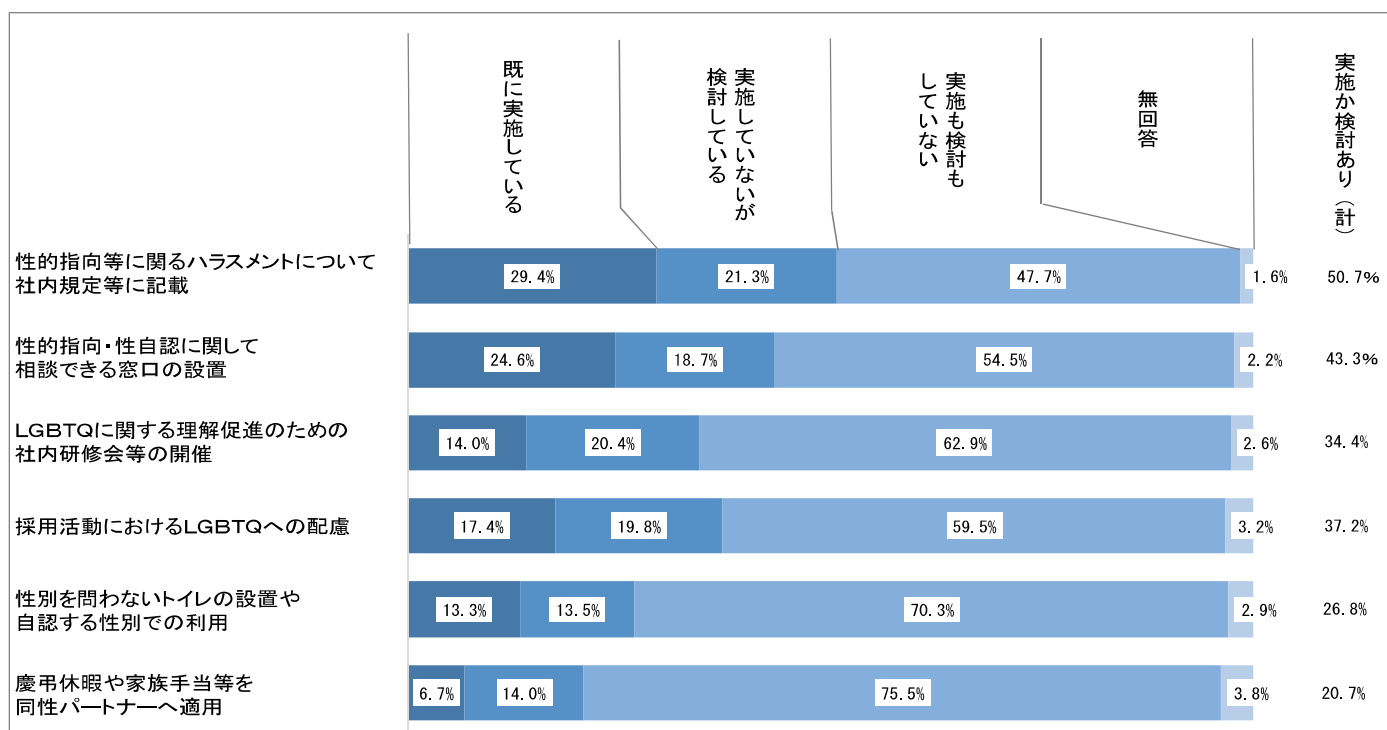
9 性的指向又は性自認に関して、本人の意に反して本人が秘密にしていることを明かすこと。

(4) 企業における取組の状況

① L G B T Qのための6種の取組の実施・検討状況

令和2年度に県が県内企業に対し実施したアンケートによると、「性的指向等に関するハラスメントについて社内規定等に記載」を「実施か検討あり」が50.7%となっております。

(n=1,112)

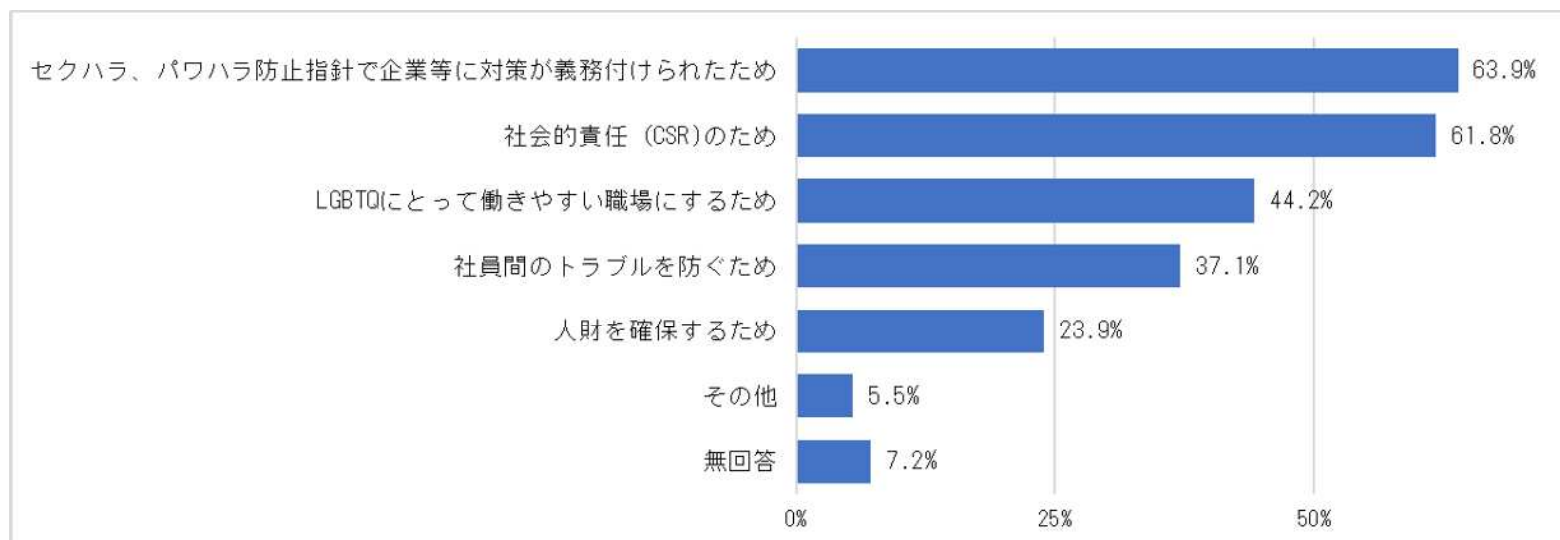


(出典) 県人権推進課「L G B T Q (性的少数者) が働きやすい職場づくりに関するアンケート」(令和2年度)

② L G B T Qに関する取組を実施・検討している理由

提示した6種の取組を実施・検討している事業所（704 事業所）に、実施や検討への取り組み理由を複数回答で聞いた結果は、「セクハラ、パワハラ防止指針で企業等に対策が義務付けられたため」（63.9%）、「社会的責任（CSR）のため」（61.8%）の順となり、6割を超えています。

(n=704)

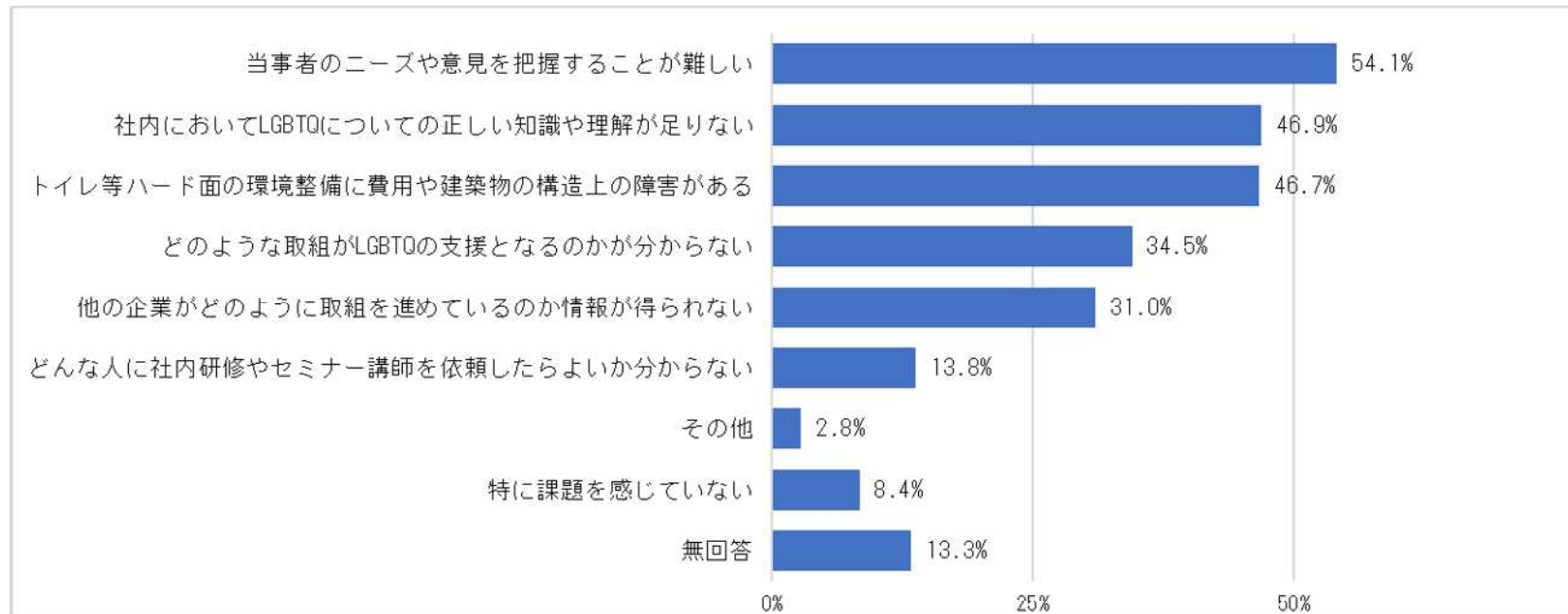


（出典）県人権推進課「L G B T Q（性的少数者）が働きやすい職場づくりに関するアンケート」（令和2年度）

③ L G B T Qに関する取組を進める上での課題

L G B T Qに関する取組を進める上での課題を複数回答で聞いた結果は、「当事者のニーズや意見を把握することが難しい」(54.1%)が5割台半ばで最も高くなっています。

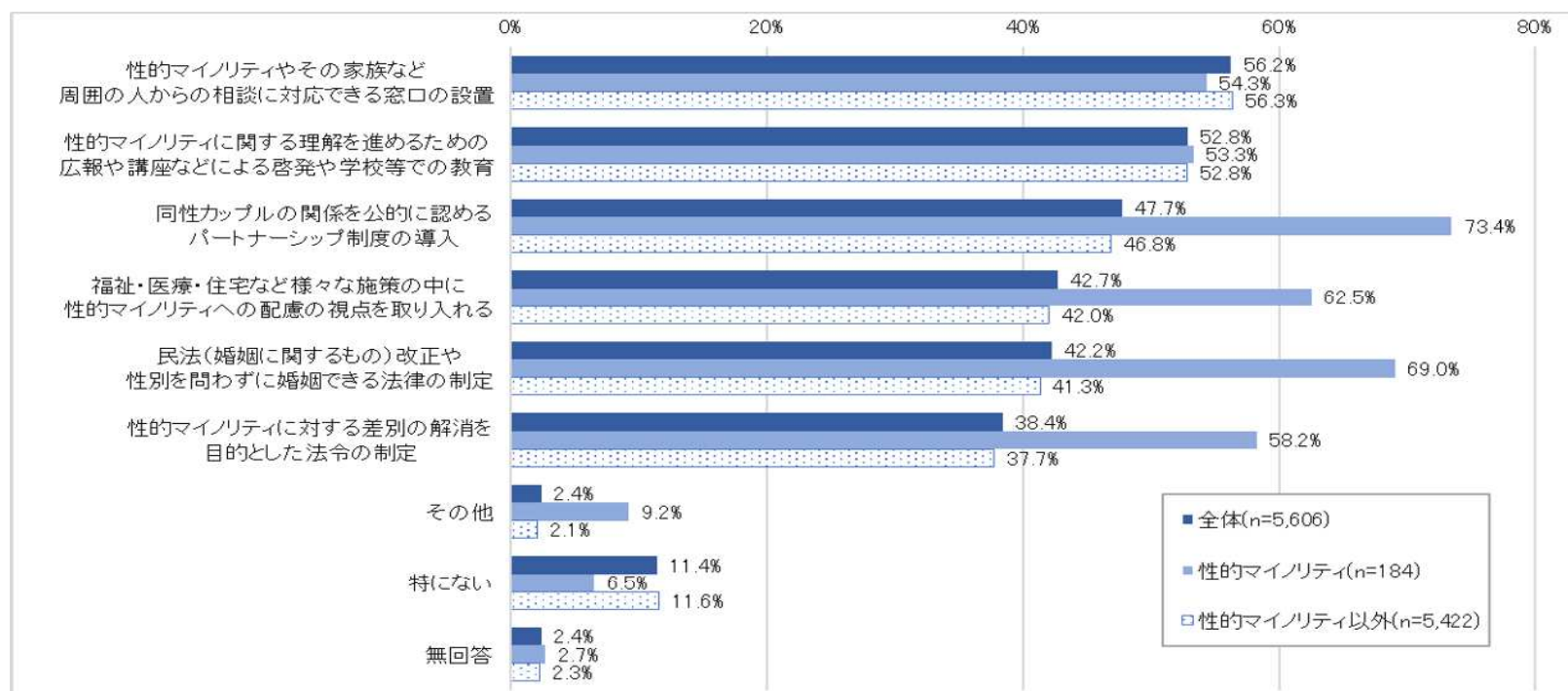
(n=1,112)



(出典) 県人権推進課「L G B T Q (性的少数者) が働きやすい職場づくりに関するアンケート」(令和2年度)

(5) 性的マイノリティへの配慮・支援で国や地方自治体がすべき取組

令和2年度に実施した「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」によると、全体では「性的マイノリティやその家族など周囲の人からの相談に対応できる窓口の設置」(56.2%)、「性的マイノリティに関する理解を進めるための広報や講座などによる啓発や学校等での教育」(52.8%)の順になっています。一方、性的マイノリティの回答では「同性カップルの関係を公的に認めるパートナーシップ制度の導入」(73.4%)が最も高くなっています。



(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和2年度)

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標

性の多様性を尊重した社会づくり

～全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現～

2 計画の基本方針

計画を推進するため、埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第3条の基本理念を踏まえ3つの基本方針を定めます。

(1) 性の多様性に関する理解の増進

県民、事業者、民間団体、学校に対し、必要な啓発・教育、制度の周知等により、性の多様性に関する理解増進を図ります。

(2) 相談しやすい体制の充実

性の多様性に関して、L G B T Qや周囲の方が相談しやすい体制の充実を図ります。

(3) 暮らしやすい環境づくり

L G B T Qが、安心して生活し、働くことができる暮らしやすい環境づくりを推進します。

3 計画の体系

基本方針	具体的施策	推進項目
I 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発	①性の多様性に関する意識啓発
		②事業者向け研修の実施
		③県職員に対する研修等の実施
		④性の多様性に関する情報発信・実態把握などの実施
	2 性の多様性に係る人権教育の推進	①児童生徒に対する教育の実施
		②教職員等への研修の実施
		③家庭、地域社会における学習機会の提供
II 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実	①県民向け相談の実施
		②学校における相談の実施
		③事業者向け相談の実施
		④苦情処理の在り方の検討
	2 県内相談機関への支援	①県内相談機関向けの研修の実施
		②県内相談機関ネットワークの構築

基本方針	具体的施策	推進項目
Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	①生計を共にするLGBTQの権利や身分に関する制度や手続きの見直し
		②埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針を踏まえた県の事務事業の推進
		③学校における性の多様性への配慮
		④防災対策における性の多様性への配慮
		⑤医療機関・不動産業界等への働き掛け
		⑥市町村への支援
		⑦民間団体に関する情報の提供
	2 働きやすい環境づくりの推進	①事業者向け研修の実施（再掲）
		②事業者向け相談の実施（再掲）
		③「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度 ¹⁰ 」の普及

10 性の多様性への配慮を行い、アライを目指す企業を登録する制度のこと。登録企業やその取組状況は県ホームページで公開する。

4 計画の指標

NO	推進指標	部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
1	にじいろ県民講座 ¹¹ 参加者数	県民生活部	4,251 人 (令和 3 年度)	18,000 人 (令和 5～7 年度累計)	にじいろ県民講座の参加者数の累計。性の多様性について、知る・学ぶ機会となる県民向けの講座への参加者数を増加させることが重要であることからこの指標を選定。	にじいろ県民講座の参加者数の R3 年度の実績 4,251 人を踏まえ R4 年度の参加者数を 4,800 人と見込み、毎年度 600 人増加させることを目指し、目標値を設定。
2	性の多様性に関する理解増進の取組を実施した学校の割合	教育局	—	100% (令和 7 年度末)	教育局実施の調査において、教科指導（授業）で取り上げるなど性の多様性に関する理解増進の取組※を実施したと回答した学校の割合。授業をはじめとする取組の推進により、児童生徒の正しい理解が深まると考えられるため、この指標を選定。 ※教科指導（授業）、外部講師による講演、図書館での L G B T Q コーナー設置、トイレ等施設設備の表示の工夫など	どの学校にも L G B T Q の児童生徒が在籍する可能性があることを鑑み、全ての学校において授業をはじめとする取組が進められ、児童生徒の理解増進が図られることを目指し、目標値を設定。
3	埼玉県アライチャレンジ企業登録企業数	県民生活部	—	220 社 (令和 7 年度末累計)	性の多様性に配慮した取組を進める企業の取組状況が見える化する制度の登録数。埼玉県における L G B T Q が働きやすい環境づくりを促進するため、この指標を選定。	にじいろ企業研修 ¹² 参加企業に対し、登録を働きかけることを目指し、この目標値を設定。

11 県が県民を対象に実施する L G B T Q に関する講座のこと。

12 県が企業を対象に実施する L G B T Q に関する研修のこと。

第3章 計画の内容

基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進

県民、事業者、民間団体、学校に対し、必要な啓発・教育、制度の周知等により、性の多様性に関する理解の増進を図ります。

【現状と課題】

県ではこれまで性の多様性に関する啓発資料の配布や研修、県の広報紙やホームページ、SNSなどの各種媒体による発信などを通じて意識啓発を図ってきました。

令和2年度に県が実施した「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」の結果では、LGBTQの割合は3.3%で約30人に1人でした。誰しもが学校や職場、友人や知人との関わりの中で、LGBTQと接している可能性があると言えます。LGBTQは、LGBTQ以外と比べ、孤立感、あるいは自己否定感が強い状況にあり、「死ねたらと思った、または自死の可能性を考えた」といった経験がある割合は6割を超えており、命に係わる困難を抱えています。また、LGBTQは、学生時代に不快な冗談、からかい、暴力を受けている割合が高い傾向にあります。

当事者の多くが、周囲からの差別や偏見を恐れ、当事者であることを隠して生活しており、依然として「身近にLGBTQはいない」と思われていることが多い現状となっています。また、年代が上がるほど、学校でLGBTQについて学んだ経験がかなり少なくなる傾向にあります。

性の多様性に関する差別や偏見をなくしていくため、意識啓発に取り組んでいく必要があります。

【具体的施策】

1 県民や事業者等への意識啓発

県民一人一人の性の多様性に関する県民、事業者等の理解を深めるため、「差別的取扱い等¹³」の禁止をはじめ必要な啓発を行います。

【推進項目】

① 性の多様性に関する意識啓発

ア リーフレットや相談案内カードの配布、県の広報紙やホームページ、ラジオ・テレビなどのメディア、SNS等を活用して県民、事業者等に対し広く性の多様性に関する啓発を行い、性の多様性に関する理解の増進を図ります。

(県民生活部)

イ 性の多様性に関する理解を深めるため、県民に対して啓発を行います。特に、子供や若者に関わる職員や支援者等に対する理解の増進を図ります。

(県民生活部、福祉部)

② 事業者向け研修の実施

事業者における性の多様性に関する理解や取組が進むよう研修を実施していきます。

(県民生活部)

13 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第4条で禁止されている次の行為のこと。

性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取扱いをすること。性的指向又は性自認の表明に関して、強制又は禁止すること。
正当な理由なくアウティング（性的指向又は性自認に関して本人の意に反して本人が秘密にしていることを明かすこと）すること。

③ 県職員に対する研修等の実施

「県職員のための多様な性のあり方に関する対応ハンドブック¹⁴」を職員に周知するとともに、性の多様性に関する理解を深める研修等を実施します。

(総務部、県民生活部、警察本部)

④ 性の多様性に関する情報発信・実態調査などの実施

あらゆる機会を通じて、性の多様性に関する情報発信を行います。また、性の多様性に関する実態の把握を行います。

(県民生活部)

【具体的施策】

2 性の多様性に係る人権教育の推進

性的指向や性自認は一人一人異なり、そのことは尊重すべきものであるとの正しい理解を深める教育を推進します。

【推進項目】

① 児童生徒に対する教育の実施

児童生徒の発達段階に応じて、性の多様性の尊重に関して正しい知識を身に付け、理解を深める教育を行います。

(教育局)

② 教職員等への研修の実施

性の多様性の尊重についての正しい理解を深めるため、教職員等を対象とした研修を実施します。

(総務部、教育局)

14 県職員が多様な性の在り方について正しい知識を持ち、県民の皆様への対応時や職場内において適切に行動できるよう、埼玉県が令和3年8月に作成したハンドブック。(県ホームページのLGBTQポータルに掲載)

③ 家庭、地域社会における学習機会の提供

一人一人がL G B T Qの良き理解者・支援者となるように、市町村教育委員会やP T A等と連携し、性の多様性の尊重について理解を深める学習の充実を図ります。

(教育局)

基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実

性の多様性に関して、ＬＧＢＴＱや周囲の方が相談しやすい体制の充実を図ります。

【現状と課題】

ＬＧＢＴＱ当事者は、社会の様々な場面で困り事に直面しています。しかし、その多くが差別や偏見を恐れ、当事者であることを隠して生活しており、自分の性的指向や性自認に関して、誰かに相談することは非常に難しく、孤立しがちな状況にあります。

ＬＧＢＴＱや周囲の方が安心して悩みを打ち明けることができる、相談しやすい体制の充実を進めていく必要があります。

【具体的施策】

１ 相談体制の充実

性の多様性に関する様々な問題について、当事者やその家族等から相談を受け付け、助言の実施又は適切な支援機関につなぐことにより、性的指向や性自認に関する相談者の悩みや不安を解消していきます。

【推進項目】

① 県民向け相談の実施

ア 性の多様性に関する専門相談の実施

「埼玉県ＬＧＢＴＱ県民相談（電話・ＬＩＮＥ）『にじいろ県民相談』¹⁵」の実施を通じ、ＬＧＢＴＱが、相談しやすい体制を整備します。

（県民生活部）

¹⁵ 県が設置した性的指向や性自認に関する悩みについて電話やＬＩＮＥで相談できる専門相談窓口のこと。

イ 性の多様性に配慮した相談対応の実施

県や市町村等の県内相談機関と連携を図り、性の多様性について配慮した対応ができるよう、相談の質の向上を図ります。

(県民生活部、福祉部、教育局)

ウ D V¹⁶ や性暴力についての相談の実施

L G B T Qからの相談について、関係機関と連携を図り、きめ細やかに対応していきます。

(県民生活部)

エ 自殺防止に向けた相談の実施

国の自殺総合対策大綱¹⁷では、L G B T Qの自殺念慮の割合などが高いと指摘されています。L G B T Qなどの自殺におけるハイリスク層の相談者の辛い気持ちに寄り添った相談を行います。

(保健医療部)

② 学校における相談の実施

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の効果的な配置により、学校における教育相談体制を整備します。

また、児童生徒等からの性的指向や性自認に関する悩み、不安に関する相談への対応について、必要な支援を行うとともに、相談窓口の周知を図ります。

(教育局)

¹⁶ ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者や恋人等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

¹⁷ 自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。令和4年10月、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定された。

③ 事業者向け相談の実施

性の多様性に配慮した取組を進めようとする事業者からの相談に対応し、事業者の取組をサポートする相談を実施していきます。

(県民生活部)

④ 苦情処理の在り方の検討

性の多様性の尊重の推進を阻害する要因によって人権侵害された事案に関する苦情などの申し出できるような制度の在り方について検討を行います。

(県民生活部)

【具体的施策】

2 県内相談機関への支援

相談機関では、相談者が勇気を振り絞って、やっとの思いで相談することができた思いを酌み、相談者に寄り添った対応をすることが大切です。県内相談機関に対し、性の多様性に関する正しい知識を持ち、適切に対応できるための支援をしていきます。

【推進項目】

① 県内相談機関向けの研修の実施

性の多様性に関する相談に対応できるよう、県内相談機関に対する研修や情報提供を行います。

(県民生活部)

② 県内相談機関ネットワークの構築

各相談機関が情報交換などを行う機会を設けることで、相談機関同士の連携強化を図るとともに、相談機関の職員の対応力向上を図ります。

(県民生活部)

基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり

L G B T Qが、性の多様性が尊重され、安心して生活し、働くことができる暮らしやすい環境づくりを推進します。

【現状と課題】

L G B T Qは、生活する上で様々な困難に直面しています。困難に直面した当事者にとっては、自らの性的指向や性自認だけでなく、自分自身そのものを、あるいは生き方を否定されているという気持ちに陥りやすい状況にあります。

当事者が抱える困難の解消を図り、L G B T Qが安心して生活し、働くことができる暮らしやすい環境づくりを進めていく必要があります。

【具体的施策】

1 安心して生活できる環境づくりの推進

性の多様性が尊重され、L G B T Qが安心して生活できる環境を整えるため、県が実施している事業を見直すとともに、民間事業者に対して、L G B T Qの抱える困り事や社会生活上の不利益を解消していくよう働き掛けていきます。

【推進項目】

① 生計を共にするL G B T Qの権利や身分に関する制度や手続きの見直し

「事実婚」を対象としている県の権利や身分に関する制度や手続きにおいて、いわゆるパートナーシップ制度の届出の有無に関わらず、「同性パートナー」も同様に対象とする実効性のある措置を講じていきます。

さらに、県で実施した制度や手続きの見直し結果を参考として、県全体に実効性のある取組が広がるよう市町村や企業に働き掛けを行っていきます。

(全庁)

- ② 埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針を踏まえた県の事務事業の推進
埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針に基づき、県の事務事業を実施していきます。

また、実施に当たっては、性の多様性の尊重推進員により、県庁各課所等における取組を推進していきます。

(全庁)

- ③ 学校における性の多様性への配慮

ア 学校において、様々な面から考えられる配慮について、児童生徒・保護者の心情等を踏まえつつ取組を進めていきます。

(教育局)

イ L G B T Q の子供や保護者の支援団体等と連携できる環境づくりを推進します。

(教育局)

- ④ 防災対策における性の多様性への配慮

性の多様性に配慮した地域防災計画の策定や避難所の設置・運営マニュアルの整備・充実を図ります。避難所の運営においては、性の多様性に配慮した設置・運営を行います。また、被災者の生活再建等の支援については、性の多様性に配慮した取組を進めていきます。

(県民生活部、危機管理防災部、都市整備部)

- ⑤ 医療機関・不動産業界等への働き掛け

ア 医師会等を通じて、性の多様性に配慮した取組を行うよう働きかけます。

(県民生活部、保健医療部)

イ 不動産関係団体等を通じ、不動産事業者や賃貸住宅の貸主の理解を深めるなど、ＬＧＢＴＱの方の賃貸住宅への円滑な入居の促進に努めていきます。

(県民生活部、都市整備部)

⑥ 市町村への支援

市町村がいわゆるパートナーシップ制度の導入など性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を実施できるよう、情報提供、助言その他必要な支援を行います。

(県民生活部)

⑦ 民間団体に関する情報の提供

自らの性の在り方に悩み戸惑う当事者、とりわけ若年層を中心とした当事者同士が安心して集い、交流できる場や機会の提供を行う民間団体に関する情報提供をしていきます。

(県民生活部)

【具体的施策】

2 働きやすい環境づくりの推進

ＬＧＢＴＱが働きやすい環境づくりを推進するため、研修、相談、登録制度で構成する包括的支援制度により、事業者の取組を支援していきます。

【推進項目】

① 事業者向け研修の実施（再掲）

事業者における性の多様性に関する理解や取組が進むよう研修を実施していきます。

(県民生活部)

② 事業者向け相談の実施（再掲）

性の多様性に配慮した取組を進めようとする事業者からの相談に対応し、事業者の取組をサポートする相談を実施していきます。

（県民生活部）

③ 「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の普及

性の多様性に配慮した取組を進める県内事業者の取組状況を、指標により見える化し、L G B T Qが働きやすい環境づくりを促進するため、登録制度を普及させていきます。

（県民生活部）

第4章 計画の推進体制

性の多様性を尊重した社会づくりを推進していくために、県、市町村、県民、事業者及び民間団体がそれぞれの立場から主体的に取り組んでいくとともに、互いに連携・協力しながら、取組を展開していくことが必要です。

1 総合的な推進体制

(1) 庁内推進体制による全庁的な推進

性の多様性を尊重した社会づくりの推進に向けて、県庁の関係各課が連携しながら、総合的かつ計画的に施策を推進することができるよう、企画・調整や進行管理を行う「埼玉県人権政策推進会議」とその実務を担当する幹事会などの機能的な運営に努めます。

また、本庁各課（所・室）・地域機関・教育機関等に性の多様性の尊重推進員を設置し、職員への研修などを積極的に行います。

(2) 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議の意見の反映

性の多様性に関する県の取組や知事が提示する議題に関して検討する同推進会議の意見を、積極的に施策に反映させていきます。

2 市町村への支援と連携

県民に身近な市町村において、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策が推進されるよう、情報提供、助言その他必要な支援を行います。

また、市町村との連携を強化しながら共に取組を進めます。

3 県民・事業者・民間団体との連携

県が主催する啓発事業への参加を働き掛けるとともに、県民や事業者などにおける自主的な取組を促進するため、啓発・研修資料の作成・提供、講師派遣、情報提供などを行っていきます。

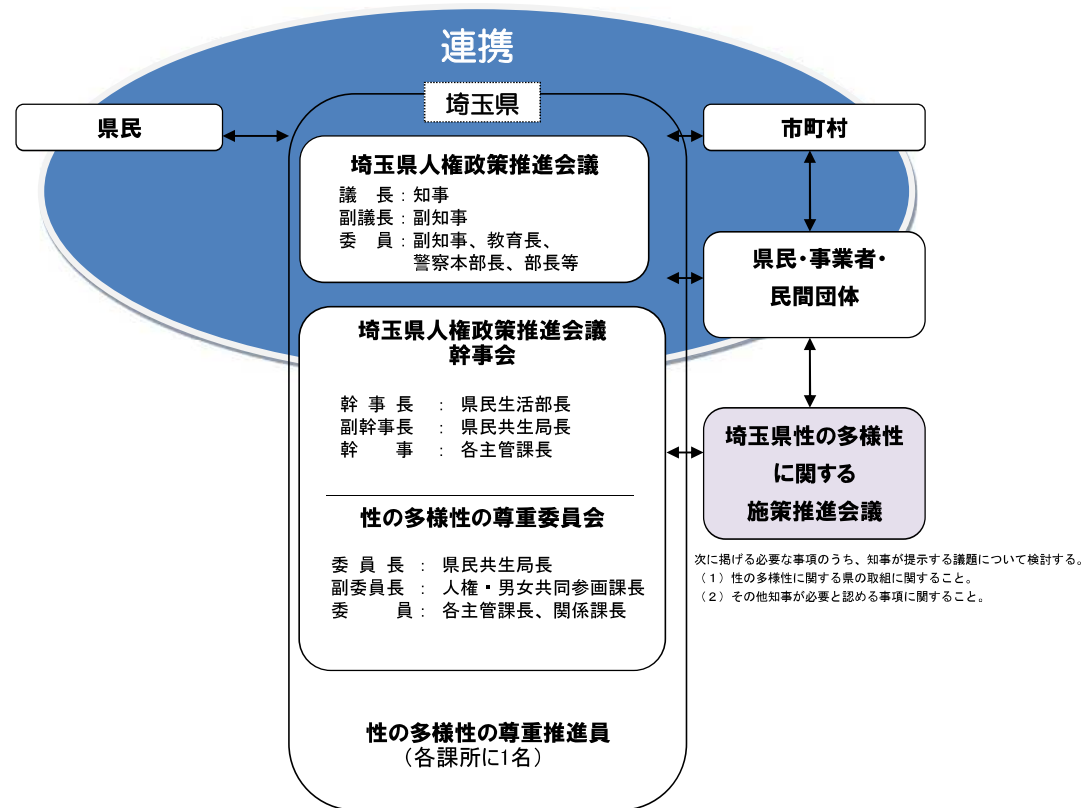
4 計画推進の基盤となる調査研究の実施

県の特性を踏まえながら施策を展開していくために、現状や意識に関する調査研究を行います。

5 計画の進行管理

毎年度、性の多様性に関する施策の実施状況について公表します。

計画の推進体制図



資料編

1 策定の経緯及び関連資料

- (1) 「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」策定の経緯
- (2) 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議設置要綱及び委員名簿

2 関係法令

- (1) 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例（令和四年七月八日条例第三十三号）
- (2) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）

1 策定の経緯及び関連資料

(1) 「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」策定の経緯

ア 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議

開催日	主な議題
令和 4 年 7 月 26 日	条例に基づく基本計画の策定について
令和 4 年 11 月 24 日	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画（素案）について
令和 5 年 4 月 24 日	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画（案）について

イ 埼玉県人権政策推進会議 性の多様性の尊重委員会

開催日	主な議題
令和 4 年 7 月 19 日	条例に基づく基本計画の策定について
令和 4 年 11 月 21 日	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画（素案）について
令和 5 年 4 月 20 日	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画（案）について

ウ 県民意見の募集

県民コメントの実施（令和 5 年 2 月 1 日から 2 月 28 日、意見数 417 件）

エ 県議会における報告

埼玉県議会 6 月定例会総務県民生活委員会で「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画（案）」を行政課題報告（令和 5 年 7 月 3 日）

（２）埼玉県性の多様性に関する施策推進会議設置要綱及び委員名簿

ア 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議設置要綱

（設置）

第１条 埼玉県における性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進するために、埼玉県性の多様性に関する施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条 推進会議は、次に掲げる必要な事項のうち、知事が提示する議題について検討する。

- （１）性の多様性に関する県の取組に関すること。
- （２）その他知事が必要と認める事項に関すること。

（構成員）

第３条 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから選任する。

- （１）性の多様性又は男女共同参画、人権に関する学識経験のある者
- （２）性の多様性に関する当事者支援団体の者
- （３）民間企業者団体及び労働者団体の者
- （４）市町村の職員

（委員長）

第４条 推進会議に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- ２ 副委員長は、委員長が指名する。
- ３ 委員長に事故あるときは、副委員長が委員長を代行する。

（委員の任期）

第５条 委員の任期は２年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- ２ 委員は、再任されることができる。

（推進会議）

第6条 推進会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は原則として公開する。ただし、推進会議を公開することにより、公正かつ円滑に議事運営に著しい支障が生じると認められる場合は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところにより、非公開とすることができる。

3 第3条第4号の委員が出席できない場合は、代理の者が出席することができる。

（関係者の出席）

第7条 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

（庶務）

第8条 推進会議の庶務は、県民生活部人権・男女共同参画課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

イ 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議委員名簿

(任期：令和４年６月１日～令和６年５月３１日)

氏名	所属・役職 等	備考
石崎 裕子	跡見学園女子大学観光コミュニティ学部准教授	
遠藤 まめた	一般社団法人にじーず代表	
大谷 誠一	日本労働組合総連合会埼玉県連合会副事務局長	
栗田 美和子	株式会社デリモ代表取締役社長	
白神 晃子	立正大学 社会福祉学部准教授	
新藤 達也	さいたま市市民生活部人権政策・男女共同参画課長	
田代 美江子	埼玉大学副学長（ダイバーシティ推進・キャンパス環境改善担当）、ダイバーシティ推進センター長	委員長
忠平 訓	三芳町総務課長	
原 ミナ汰	特定非営利活動法人共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク代表理事	
前園 進也	弁護士	副委員長
松岡 宗嗣	一般社団法人 fair 代表理事	
渡辺 大輔	埼玉大学基盤教育研究センター准教授	

(５０音順、敬称略)

2 関係法令

(1) 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例（令和四年七月八日条例第三十三号）

（目的）

第一条 この条例は、男女という二つの枠組みではなく連続的かつ多様である性の在り方の尊重について、その緊要性に鑑み、性的指向及び性自認の多様性（以下「性の多様性」という。）を尊重した社会づくりに関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、もって全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 性的指向 自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。
- 二 性自認 自己の性別についての認識をいう。
- 三 パートナーシップ・ファミリーシップ 互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、継続的に協力し合う関係をいう。

（基本理念）

第三条 性の多様性を尊重した社会づくりは、全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できるよう、行われなければならない。

- 2 性の多様性を尊重した社会づくりに当たっては、性の多様性に関する理解の増進、相談体制の整備及び暮らしやすい環境づくりに関する取組が行われなければならない。

（差別的取扱い等の禁止）

第四条 何人も、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、性的指向又は性自認の表明に関して、強制し、又は禁止してはならない。

3 何人も、正当な理由なくアウティング（性的指向又は性自認に関して本人の意に反して本人が秘密にしていることを明かすことをいう。）をしてはならない。

（県の責務）

第五条 県は、第三条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 県は、前項の施策を実施するに当たっては、市町村、関係団体等と相互に連携を図るものとする。

（市町村への支援）

第六条 県は、市町村が性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を実施するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（県民の責務）

第七条 県民は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深めるとともに、県が実施する性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深め、その事業活動を行うに当たって性の多様性に配慮した取組を行うよう努めるとともに、県が実施する性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（基本計画）

第九条 県は、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 性の多様性を尊重した社会づくりに関する基本方針
- 二 性の多様性を尊重した社会づくりに関する具体的施策

三 前二号に掲げるもののほか、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

（性の多様性への配慮）

第十条 県は、基本理念にのっとり、県が実施する事務事業において、性の多様性に合理的な配慮をしなければならない。

（制度の整備等）

第十一条 県は、基本理念にのっとり、パートナーシップ・ファミリーシップに関する制度その他の性の多様性を尊重した社会づくりのための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

（啓発等）

第十二条 県は、性の多様性に関する県民等の理解を深め、暮らしやすい環境づくりを推進するため、必要な啓発、制度の周知等を行うものとする。

2 県は、学校の授業その他の教育活動において、性の多様性に関する理解を深めるため、学校の設置者と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成）

第十三条 県は、性の多様性を尊重した社会づくりを担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

（相談体制等の整備）

第十四条 県は、性の多様性に関する相談体制を整備するものとする。

2 県は、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な体制を整備するものとする。

（財政上の措置）

第十五条 県は、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努め

るものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとする。

(2) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和五年法律第六十八号)

(目的)

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(国の役割)

第四条 国は、前条に定める基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

（事業主等の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。）の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（施策の実施の状況の公表）

第七条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

（基本計画）

第八条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(学術研究等)

第九条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

(知識の着実な普及等)

- 第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相

談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議）

第十一条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

（措置の実施等に当たっての留意）

第十二条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

性の多様性を尊重した社会づくりの推進

【予算額】29,681千円

一部新規

担当 人権・男女共同参画課 LGBTQ担当
内線 2927

目 的

全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現を目指す。

事業概要

1 性の多様性を尊重した社会づくりの推進

26,505千円

(1) 理解の増進 9,279千円

- ・性の多様性に関する正しい理解が進むよう県民・企業向けに啓発を実施
- ・埼玉ALLY大学ネットワークを拡大し、県内大学・短期大学へ性の多様性に関する取組を推進

(2) 相談体制の充実（一部新規） 15,205千円

- ・性的指向や性自認に悩む当事者や家族・友人向けに「にじいろ県民相談」を実施
- ・性の多様性に関する取組に悩む企業向けに「にじいろ企業相談」を実施

新規・拡充内容

- にじいろ県民相談【拡充】
相談回線の増設

(3) 暮らしやすい環境づくり 2,021千円

- ・県内企業や事業所等に「埼玉県アライチャレンジ企業」への登録を働き掛け
- ・企業・大学・市町村等が一堂に会するセミナーを実施し、実践的な取組を促進
- ・性の多様性に関する施策推進会議や市町村連携会議を実施



埼玉県アライチャレンジ企業
シンボルマーク



令和6年度セミナーの様子

2 ALLY(アライ)をビジュアライズ

3,176千円

当事者に安心感を与えるとともにALLYを増やしていくため、ALLYをビジュアライズ（見える化）する。

(1) 職員をビジュアライズ（新規） 2,900千円

- ・当事者との対話を取り入れた実践的な県職員セミナーを実施
- ・セミナー受講者等へレインボーグッズを配付し、業務で着用

(2) 県の取組をビジュアライズ（新規） 276千円

- ・国内最大級の性的マイノリティイベント「Tokyo Pride」（旧：東京レインボープライド）へ出展し、県の取組を県民や企業へ発信



レインボーグッズ
（イメージ）

今後のスケジュール

埼玉県性の多様性に関する施策推進会議

(第1回)

令和7年5月 第1期(現行)埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画の
進捗状況について
今年度の人権・男女共同参画課の事業について
第2期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画について(たたき台)

(第2回)

令和7年7月 第2期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画について(県民コメント案)

(第3回)

令和8年1月 第2期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画について(最終案)